

令和8年度重点提案・要望書

福 井 県

福井県政の推進につきまして、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

福井県は、長年の悲願であった北陸新幹線福井・敦賀開業が実現し、まちや人の流れに大きな変化が生まれ、未来への可能性が広がる「ふくい新時代」を迎えました。この好機を活かし、福井県を新たなステージへと飛躍させるため、交流人口の拡大や投資の呼び込みのほか、新産業創出や農林漁業の成長産業化、地域公共交通の強化などを全力で進めています。

また、こども・子育ての“よろこび”を次世代につなぐ「ふく育県」や「子どもが主役の教育」の推進、一人ひとりに寄り添った医療・福祉・防災の充実など、幸福度日本一の社会基盤のもと、誰もが自分らしく生きられる「安心の居場所」と「活躍の舞台」のある「日本一の幸せ実感社会」の実現を目指しています。

一方、我が国は、少子高齢化が急速に進むとともに、大規模災害のリスクが高まっています。東京一極集中の是正を早急に実現し、それぞれ特色ある地方が我が国の成長の源となる分散型の国づくりを強く進めなければなりません。北陸新幹線の大阪延伸をはじめ、交通基盤のミッシングリンクを早期に解消するとともに、国民生活の安定や産業の発展、国家安全保障の基盤となる責任ある原子力・エネルギー政策を実行することが不可欠です。

次に掲げた事項は、地方の活力を取り戻すとともに、日本全体の成長と発展を実現するための不可欠な事項です。その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月

福井県知事 杉本 達治

令和8年度重点提案・要望項目一覧

最重点事項

(交通基盤等の整備)

- 1 北陸新幹線の早期完成・開業・・・・・・・・・・ 2
- 2 高規格道路の早期開通と国道8号の強靱化・・・・・・・・ 6
- 3 敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保・・・・ 13
- 4 防災・減災、国土強靱化対策の加速・・・・・・・・ 16

(エネルギー政策)

- 5 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化・・・・ 21
- 6 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化・・・・・・・・ 26
- 7 原子力発電所立地地域の振興・課題解決・・・・・・・・ 31
- 8 脱炭素社会の早期実現・・・・・・・・・・・・ 37

(地方創生・人口減少対策)

- 9 こども・子育て政策の強化・・・・・・・・・・・・ 41
- 10 分散型国家の実現とデジタル技術の社会実装の促進・・・・ 47
- 11 地域公共交通の維持・活性化・・・・・・・・・・・・ 59
- 12 人手不足の克服や賃上げなど労働環境の改善・・・・・・・・ 64

重点事項

(人づくり)

- 1 学校教育の充実・強化・・・・・・・・・・・・ 71
- 2 教員の働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・ 80

(産業振興)

- 3 米国による相互関税等に関する対策の実施・・・・・・・・ 85
- 4 中小企業・新産業への支援充実・・・・・・・・・・・・ 87
- 5 農林水産業の成長産業化・・・・・・・・・・・・ 90
- 6 外国人が活躍できる環境の整備・・・・・・・・・・・・ 98

(交流拡大)

- 7 北陸新幹線開業効果の最大化・・・・・・・・・・・・ 101
- 8 スポーツを通じた地方の活力創出・・・・・・・・・・・・ 104
- 9 福井の歴史、伝統文化の発信・応援・・・・・・・・・・・・ 107
- 10 幹線道路ネットワークの整備推進・・・・・・・・・・・・ 111

(安全・安心)

- 11 誰もが安心して暮らせる医療と福祉・・・・・・・・・・・・ 113
- 12 県民の安全・安心の向上・・・・・・・・・・・・ 128
- 13 原子力施設へのテロに係る対処能力の強化・・・・・・・・ 138
- 14 原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置・・・・・・・・ 139
- 15 拉致問題の早期かつ全面解決の実現・・・・・・・・・・・・ 140

最重点事項

(交通基盤等の整備)

- 1 北陸新幹線の早期完成・開業
- 2 高規格道路の早期開通と国道8号の強靱化
- 3 敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保
- 4 防災・減災、国土強靱化対策の加速

(エネルギー政策)

- 5 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- 6 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化
- 7 原子力発電所立地地域の振興・課題解決
- 8 脱炭素社会の早期実現

(地方創生・人口減少対策)

- 9 こども・子育て政策の強化
- 10 分散型国家の実現とデジタル技術の社会実装の促進
- 11 地域公共交通の維持・活性化
- 12 人手不足の克服や賃上げなど労働環境の改善

北陸新幹線の早期完成・開業

【国土交通省、鉄道・運輸機構】

北陸新幹線は、沿線全体に大きな経済効果を発現するとともに、東海道新幹線の代替機能を果たし、国土強靱化にも寄与する極めて重要な国家プロジェクトである。昨年3月16日、福井・敦賀開業が実現し、交流人口の増加など大きな効果が発現しているが、北陸新幹線の整備効果は、小浜京都ルートで大阪まで早期につながってこそ、最大限発揮されるものである。

小浜京都ルートの一日も早い認可・着工および全線開業を実現するため、次の事項を確実に実行するとともに、必要な予算を確保すること。

1 敦賀・新大阪間の一日も早い認可・着工および全線開業

(1) 詳細な駅位置・ルートの早期決定

国等において体制強化を図り、科学的知見に基づく情報発信を念入りかつ重点的に実施するなど、沿線自治体に丁寧な説明を行いながら、地下水への影響など地元関係者等の懸念や不安を払拭するため最善を尽くし、早期に詳細な駅位置・ルートを決定的に決定すること。

(2) 着工5条件の早期解決

併せて、安定的な財源の確保、費用対効果について検討を加速し、着工5条件を早期に解決すること。特に、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保、財政投融资の活用等、整備財源に関する議論を深め、必要な財源を早急に確保すること。

(3) 地方負担の軽減と受益の確保

沿線自治体の負担が最小化されるよう、より一層のコスト縮減や、国土強靱化の観点からの国費充当、地方財政措置の拡充など、地方負担のあり方を含め、あらゆる方策を検討し、国家プロジェクトにふさわしい負担軽減策を講じるとともに、十分な受益を確保すること。

(4) 沿線地域の機運醸成

関西をはじめとする沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、国土政策の根幹を成す極めて重要な国家プロジェクトである小浜京都ルートの実現性や意義を説明し、早期全線整備に向けた機運醸成を図ること。

(5) 環境アセスメントの丁寧かつ迅速な実施

沿線地域の意見を踏まえながら、環境アセスメントを地元調整も含め丁寧かつ迅速に進めること。

(6) スケジュールの明示と早期全線開業に向けた検討

「北陸新幹線事業推進調査」について、国において沿線住民の理解を得ながら、従来、認可後に行っていた調査も含め、必要な調査等を先行的・集中的に行い、施工上の課題を早期に解決すること。また、詳細な駅位置・ルートの実現時期も含め、認可・着工及び全線開業に向けた具体的なスケジュールを早急に明らかにするとともに、早期の整備に向けて、特に工期の長い駅部の工期短縮に最大限努力すること。

さらに、一日も早い全線開業につなげるための方策として、小浜先行開業を検討すること。

(7) 並行在来線の取扱い

J R小浜線は特急が運行されておらず、また、新幹線開業により旅客輸送量が著しく低下する路線ではないため、敦賀・新大阪間の整備に伴う並行在来線には該当しないことを確認すること。

(8) 北陸と関西・中京間の円滑な流動の確保

金沢・敦賀間の開業により、敦賀駅において新幹線と在来線特急との乗換が生じたことから、「かがやき」の増便等を含む利用者に利便性の高いダイヤ設定や料金負担の軽減、J R湖西線の強風対策、関西空港まで直通する在来線特急の運行等を行うことにより、北陸と関西・中京間の円滑な流動を確保すること。

【担当部署：未来創造部 新幹線建設推進課】

最重点事項1

○北陸新幹線の整備状況



高規格道路の早期開通と国道8号の強靱化

【国土交通省】

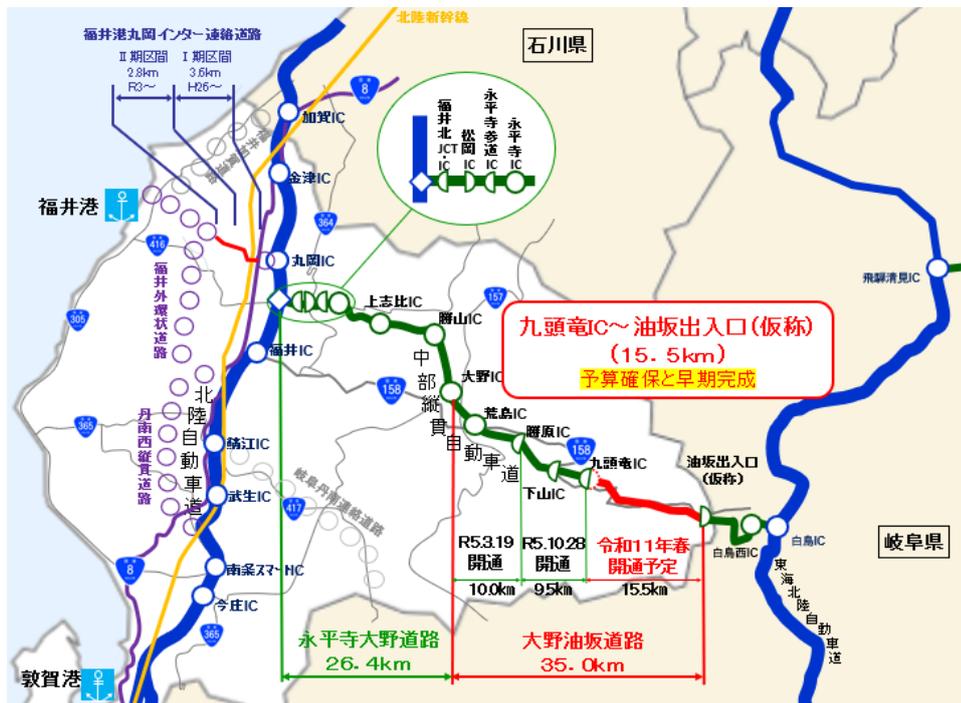
本県の高規格道路および国道8号は、日本海側の東西国土軸として北陸圏と中京圏・関西圏・関東圏の広域的な連携をさらに強化し、これら圏域全体における産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

1 中部縦貫自動車道大野油坂道路の予算確保と早期完成・開通

- ① 令和11年春という開通見通しが示された大野油坂道路について、全線開通に対する県民の期待は極めて高いため、安全確保を前提に工事を推進し、全線開通を一日も早く実現するとともに、これに必要な予算について、補正予算を含めて確実に措置すること。
- ② 精査中の事業費について、対策工事の施工状況を確認しながら速やかに精査を進め、完了次第、結果を共有すること。
- ③ 事業推進にあたり、県と連携してコスト縮減に取り組むとともに、交付税措置率の高い国土強靱化予算を増やすなど、地方負担の軽減を図ること。

最重点事項 2

○中部縦貫自動車道の整備状況



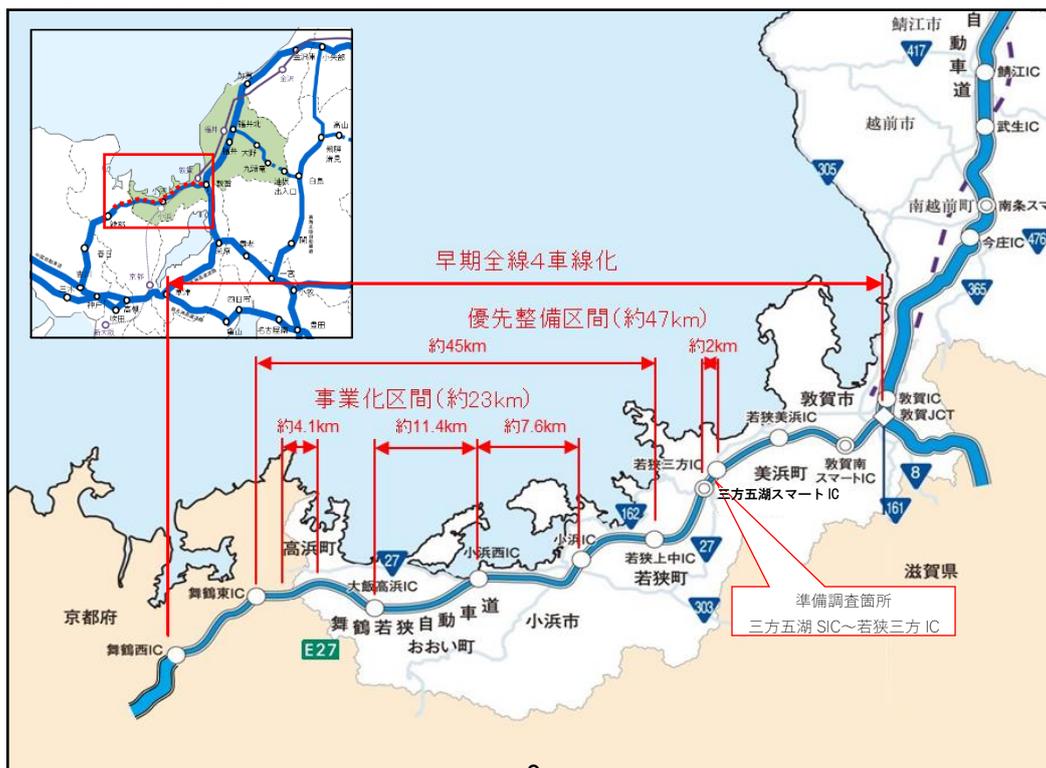
2 舞鶴若狭自動車道の4車線化整備

舞鶴若狭自動車道の全線4車線化は、大雨・大雪時のネットワーク代替性確保や事故防止のみならず、原子力災害時の円滑な広域避難の観点からも重要であることから、早期に実現できるように、料金徴収期間の延長による財源等を活用し、以下の対策を講じること。

- ①事業中の舞鶴東IC～小浜IC間（約23km）の整備推進、早期完成に向けた支援を行うこと。
- ②優先整備区間に選定された区間（舞鶴東IC～若狭上中IC間、三方五湖スマートIC～若狭三方IC間）を早期に事業化すること。特に、準備調査箇所を選定された三方五湖スマートIC～若狭三方IC間の調査を推進し、早期事業化を図ること。
- ③残る区間（若狭上中IC～三方五湖スマートIC間、若狭三方IC～敦賀JCT間）の4車線化を図ること。

あわせて、大型車による物流の需要増加に対応するため、大型車向けの駐車場増設への支援を行うこと。

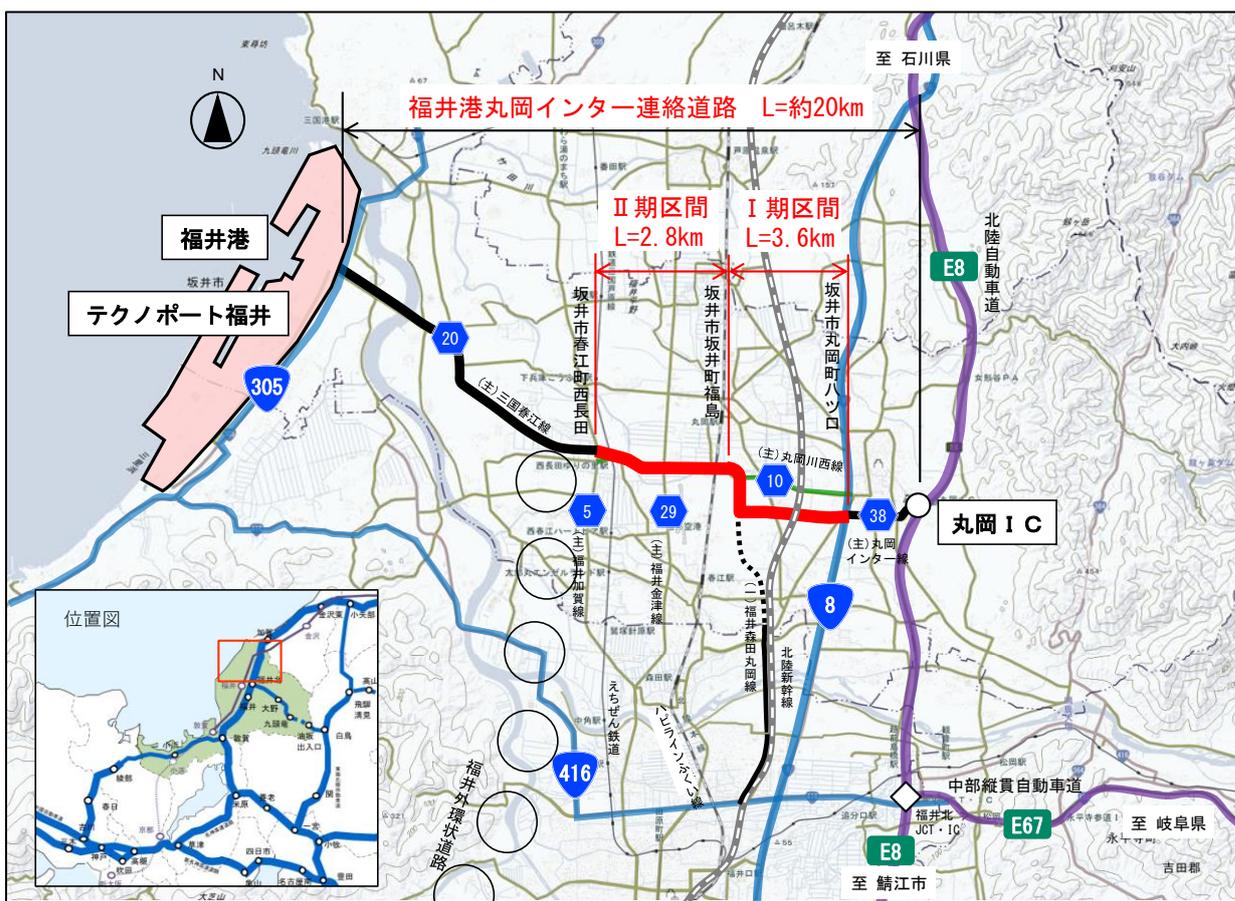
○舞鶴若狭自動車道の整備状況



3 福井港丸岡インター連絡道路の整備推進

福井港丸岡インター連絡道路は、中部縦貫自動車道と一体となり、新たな東西の物流軸として日本海側の福井港と中京圏を結ぶ道路であるため、Ⅰ期区間（福島・ハツ口間（3.6km））およびⅡ期区間（西長田・福島間（2.8km））が早期に開通できるよう、補正予算を含め必要な予算措置を行うこと。

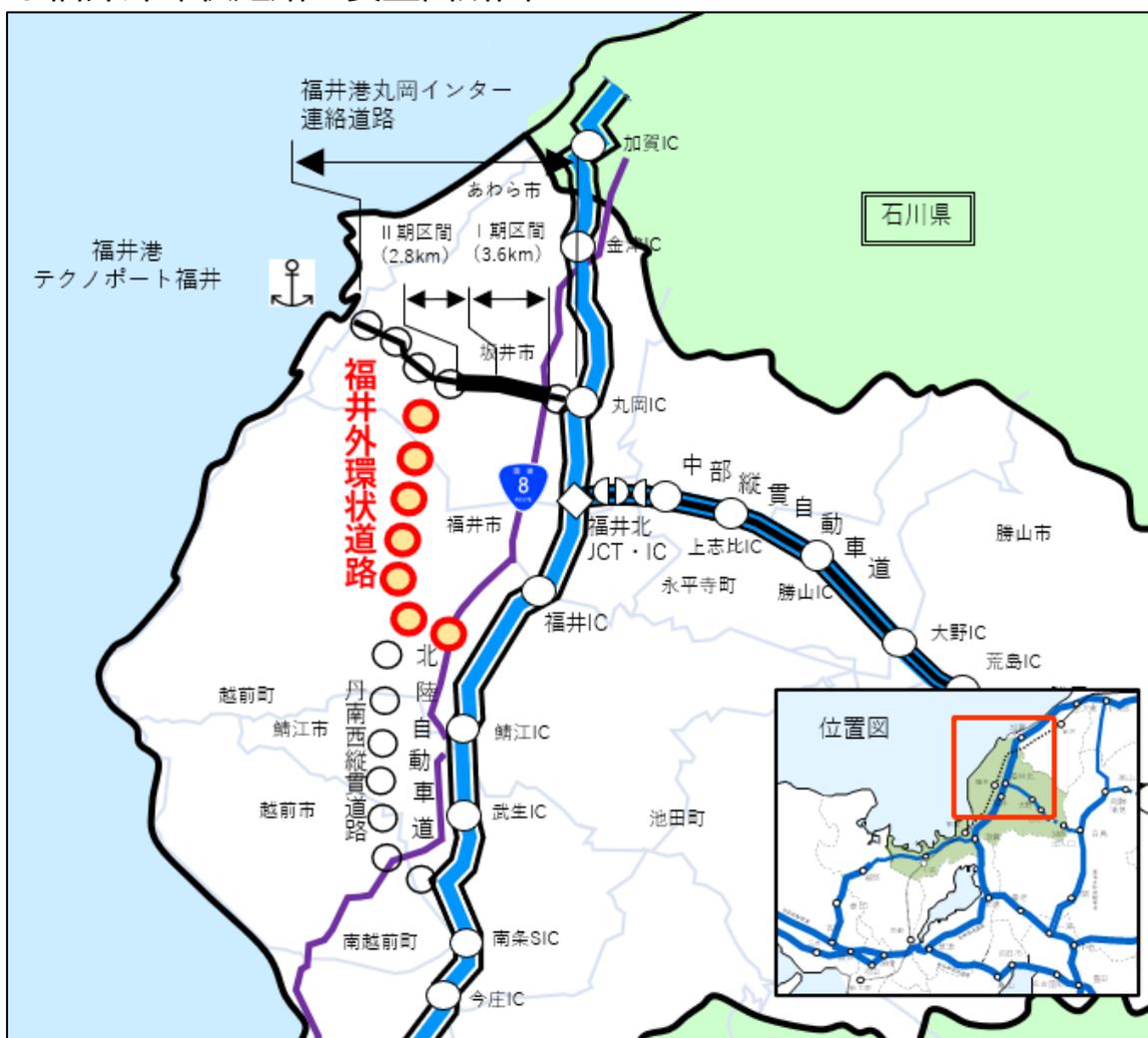
○福井港丸岡インター連絡道路の整備状況



4 福井外環状道路の計画の具体化

重要物流道路である福井外環状道路は、物流・産業等の経済活動の支援や福井都市圏の交通分散による渋滞解消等を目的とした高規格道路である。また、災害からの迅速な復旧・復興にも寄与する広域的な道路ネットワークを形成する道路でもあるため、早期事業化に向けて、計画の具体化を進めること。

○福井外環状道路の要望箇所図



5 国道8号の強靱化

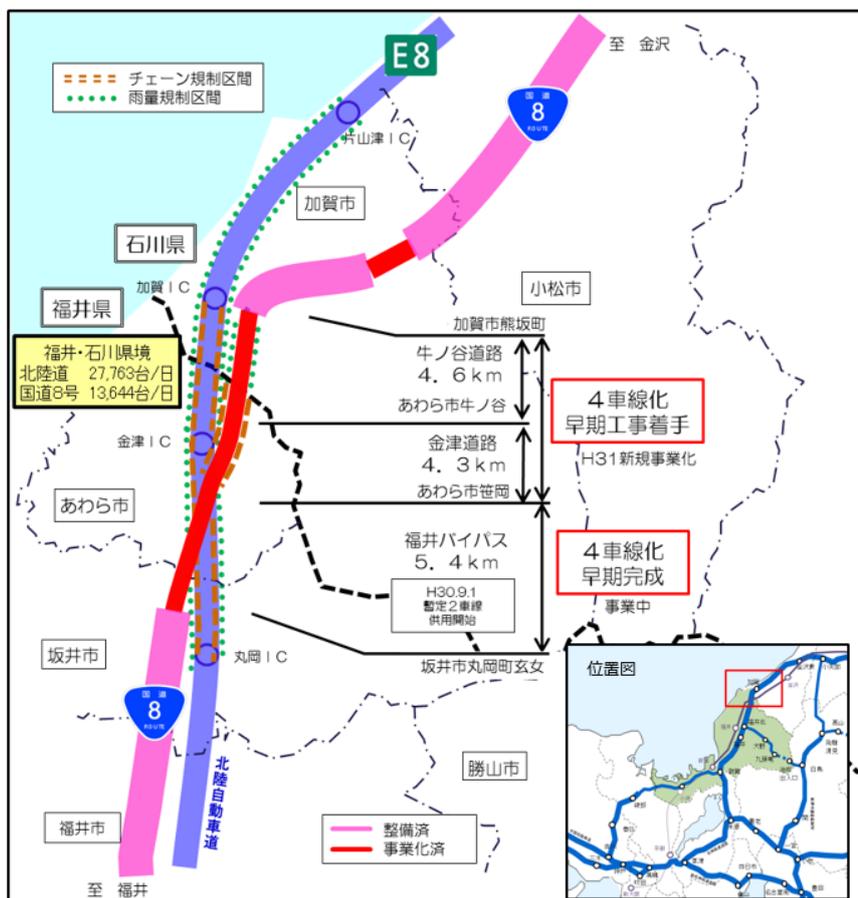
国道8号は関西・中京から北陸、東北を結ぶ日本海側の国土軸で、物流において大きな役割を果たすとともに、国土強靱化の面で重要な路線である。また、令和3年1月の大雪、令和4年8月の大雨では、大規模な交通障害が発生し社会経済への大きな影響が生じるなど、平常時に加え災害時における機能の強化を進めることが急務であるため、以下の区間の早期整備に最大限努めること。

(1) 石川・福井県境部の整備促進

石川県加賀市熊坂町^{くまがまち}～あわら市笹岡間（8.9 km）の牛ノ谷道路、金津道路について、早期に4車線化工事に着手すること。

福井バイパスの暫定2車線区間であるあわら市笹岡^{げんによ}～坂井市丸岡町玄女間（5.4 km）の完成時期を公表し、早期に4車線で完成すること。

○国道8号 石川・福井県境区間の整備状況



(2) 南越前町～敦賀市間の整備促進・早期事業化

敦賀市^{あげの}挙野～^{たい}田結間（3.8 km）の敦賀防災について、早期完成に向け事業進捗が図られるよう、必要な予算措置を講じること。

南越前町^{おおたに}大谷～敦賀市^{もとひだ}元比田間（5.1 km）の大谷防災について、早期に工事に着手するとともに、未事業化区間についても早期の事業化を図ること。

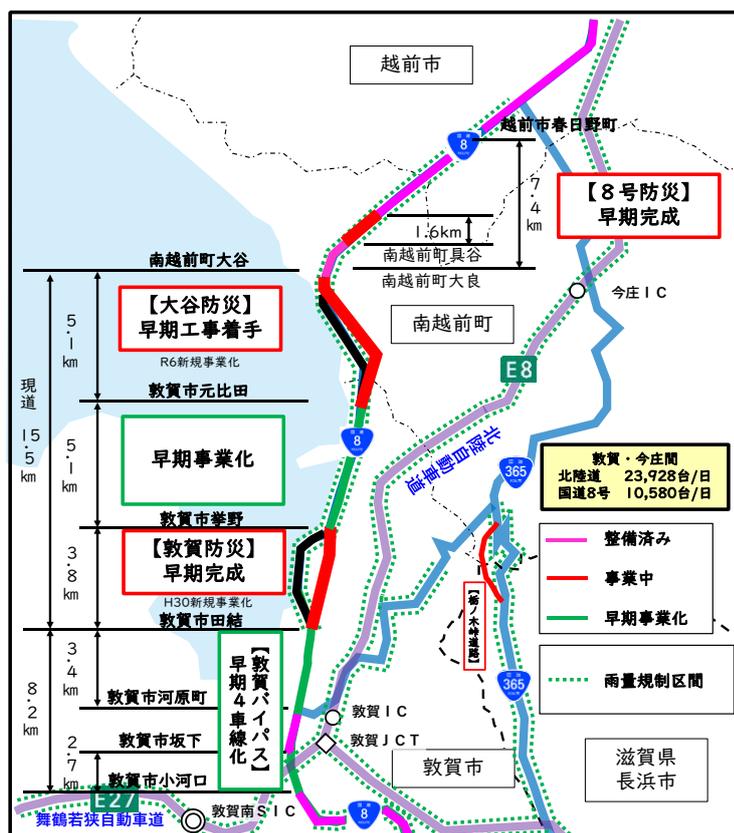
越前市^{かすがのちょう}春日野町～南越前町^{だいら}大良間（7.4 km）の8号防災について、残る南越前町^{ぐだに}具谷地区の区間（1.6 km）を早期に完成すること。

(3) 敦賀バイパスの4車線化整備

敦賀市^{たい}田結～^{おごぐち}小河口間（8.2 km）の敦賀バイパスについて、早期に全線4車線化すること。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課】

○国道8号 南越前町～敦賀市区間の整備状況



敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保

【国土交通省】

敦賀港は、日本海側の港湾で唯一、九州・本州・北海道を結ぶフェリー、RORO船の定期航路が就航しており、北海道から九州までの日本全域を貨物背後圏としたユニットロードの拠点である。令和6年には敦賀港全体の取扱貨物量は過去最高となり、特に内貿RORO貨物は前年比で約2割増の大幅増加となった。今後も、トラックドライバー不足の問題等による内航船へのモーダルシフトの動きが続くことが見込まれることから、さらなるユニットロードターミナルの機能強化が喫緊の課題である。

さらに、敦賀港は、能登半島地震など災害時において、自衛隊が被災地に緊急物資等を輸送に利用するなど、広域防災拠点としての役割を果たしている中、昨年8月には特定利用港湾にも指定され、その重要性がさらに増している。

このような敦賀港において、港湾機能を強化し、我が国の海上物流体制を支えるため、以下の対策を講じるとともに、必要な港湾予算を確保すること。

1 鞠山南地区ユニットロードターミナルの整備推進

- ①敦賀港において、RORO船の大型化への対応、港内貨物の集約による荷役の効率化、太平洋側港湾被災時のバックアップ機能の強化のため、鞠山南岸壁延伸事業について必要な予算を確実に確保の上、1日も早い完成を図ること。
- ②敦賀港の機能が確実に発揮されるよう、鞠山北防波堤の改良による静穏度の確保や、大規模地震が発生した際も使用できるような岸壁の耐震強化を図ること。
- ③事業の実施にあたり、交付税措置率の高い国土強靱化予算を増やすなど、地方負担の軽減を図ること。

2 次世代高規格ユニットロードターミナルの実現

内航船へのモーダルシフトの促進に不可欠なターミナルの効率化を実現するため、「ターミナル管理システム」の技術検証を引き続き行い、港湾利用者の意見・要望を反映し、実情にあった次世代高規格ユニットロードターミナルの実用化を目指すこと。

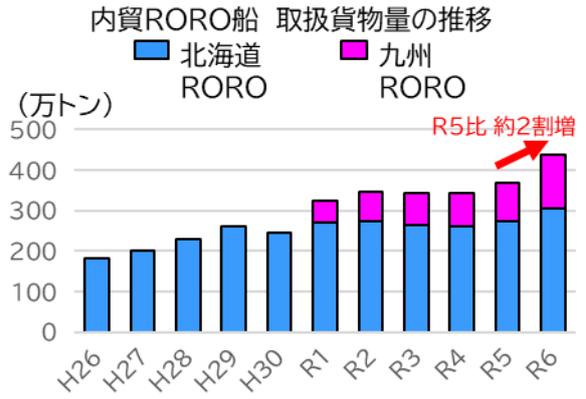
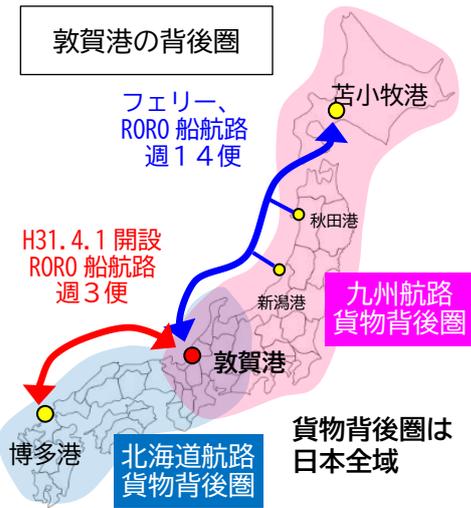
3 特定利用港湾の指定を踏まえた既存事業の整備促進

- ①敦賀港が特定利用港湾に指定されたことを踏まえ、鞠山南岸壁延伸事業など既存事業を含む必要な港湾整備事業を着実に推進すること。
- ②国の訓練等の利用にあたり、事前の情報共有や調整など丁寧な対応を行うこと。

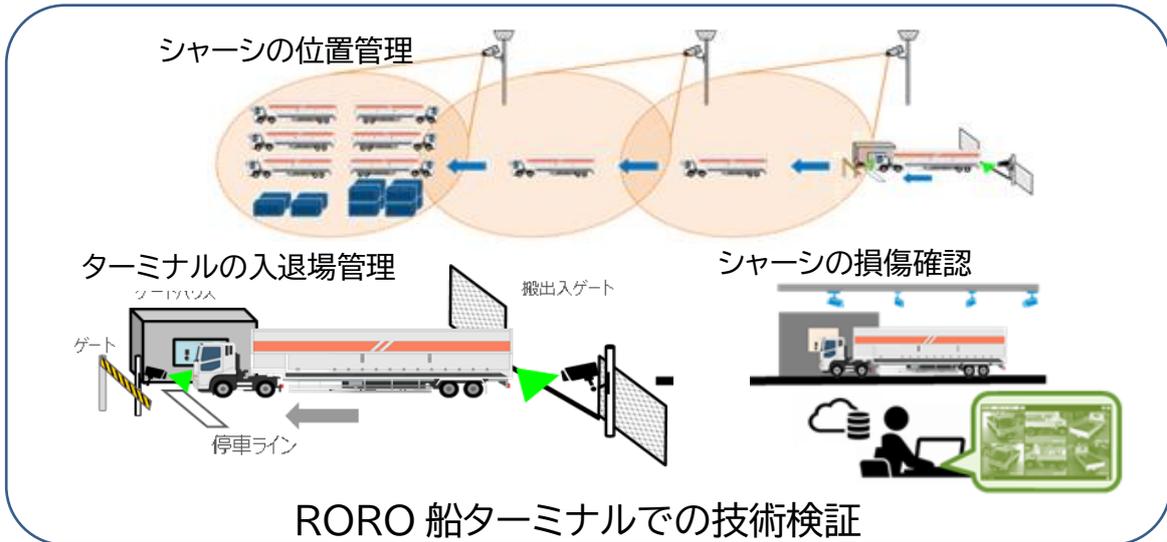
【担当部署：土木部 港湾空港課】



最重点事項3



次世代高規格ユニットロードターミナルの実現(鞠山南地区)



防災・減災、国土強靱化対策の加速

【 内閣府、文部科学省、国土交通省 】

令和4年8月および令和5年7月の大雨、令和6年1月能登半島地震等、近年大規模自然災害が相次いでいる。また、令和3年1月、令和7年2月の大雪等では、物流に大きな影響が出ている。いつどこで起きるかわからない災害から国民の命を守り、暮らしと経済を支える防災・減災、国土強靱化は喫緊の重要課題であることから、以下の対策を講じること。

1 足羽川ダム建設事業の促進

- ① 福井豪雨により甚大な被害を受けた県都福井市の中心部を洪水から守るために、ダム本体工事を着実に進めるとともに、工期短縮に努め、一日も早く完成すること。また、水源地域である池田町の地域振興に寄与する、国道417号（池田町市～上荒谷）などに必要な予算措置を行うこと。
- ② 事業費について、引き続き、県および町と連携してコスト縮減に取り組むとともに、交付税措置率の高い国土強靱化予算を増やすなど、地方負担の軽減を図ること。
- ③ 事業進捗や事業費について、想定と異なる事象が確認された場合には、速やかに県と情報共有すること。

○足羽川ダムの整備状況

福井県の治水対策（足羽川ダム建設の推進）

足羽川ダム	
目的	洪水調節
ダム高	96.0m
貯水容量	2,870万m ³

〈足羽川ダム建設の事業推進〉

- ・一日も早い完成
- ・「国土強靱化予算」を増やすなど地方負担の軽減

〈足羽川ダム建設に伴う地域振興策〉

- ・国道417号道路改良(市～上荒谷)
- ・国道476号道路改良(松ヶ谷)
- ・町道稲荷水海線道路改良



2 地域の国土強靱化加速に必要な予算・財源確保

国土強靱化地域計画の取組の迅速かつ確実な実施に向けて、5か年加速化対策後もこれまでのペースを緩めることなく、高規格道路をはじめとした災害に強い道路ネットワーク整備や流域治水、老朽化対策や雪害対策等を着実に推進するため、本年6月を目途に策定される国土強靱化実施中期計画においては、資材・労務費高騰等を踏まえ、5か年加速化対策を上回る20兆円強の事業規模を盛り込んだ上で、通常予算とは別枠で予算を確保すること。また、国土強靱化の取組の更なる加速化、深化を図るため、雪害対策など国土強靱化に資する対象事業の拡充を図ること。

【拡充が必要な事業の例】

- ・ 消雪施設の整備、除雪機械の増強・更新
- ・ 道路照明のLED化
- ・ 緊急輸送道路における冠水対策
- ・ 水位計・河川監視カメラ等機器の更新費用 等

3 社会資本整備における地方負担の軽減

公共事業において、資材価格の高騰など必要な財政需要を、地方財政計画に適正に盛り込むこと。

4 令和6年能登半島地震を踏まえた防災力の強化

(1) 避難所の生活環境改善に向けた支援の強化

避難生活における良好な生活環境確保のため、避難所等の備蓄・資機材の整備に対し必要な予算・財源を確保するとともに、県や市町に対し適切な助言を行うこと。

(2) 最新の知見に基づく断層評価結果の早期公表

国の地震調査研究推進本部において、能登半島地震を踏まえた最新の知見に基づく陸域活断層の評価を行い、その結果を速やかに公表すること。

(3) 住宅の耐震化の推進

令和6年能登半島地震をはじめ、近年大規模地震が頻発していることから、住宅の耐震化を加速させるため、補助制度の拡充など、必要な財政的支援を行うこと。

5 社会インフラの長寿命化対策・耐震化の推進

- ①老朽化が進行する公共施設等について、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策として、計画的に長寿命化対策を実施できるよう、要修繕箇所の対策を確実に実施するための予算を安定的に確保すること。
- ②県営排水機場の長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型の対策が推進できるよう、排水ポンプ設備の更新を実施する河川メンテナンス事業に必要な予算措置を行うこと。
- ③堤防や小規模な水門・排水機場等は、治水上重要なインフラであるため、これらの河川管理施設の定期点検についても、橋梁やトンネルなどの道路施設と同様に補助の対象とすること。
- ④堤防や樋門・水門等の河川施設の適正な維持管理は、長寿命化対策を推進するうえで非常に重要であることから、河川施設の点検や台帳の整備等の維持管理業務について、省力化、効率化、高度化が期待できるインフラDXの推進に必要な予算措置を行うこと。
- ⑤洪水被害の発生を防止するため、事前放流等のダム操作を確実にこなせるよう、ダム設備の修繕、更新、改良について予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。
- ⑥上下水道施設は、機能が滞った場合、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼすことから、上下水道一体の耐震化計画やアセットマネジメント計画等に基づき、耐震化および老朽化対策を着実に実施できるよう、必要な予算措置を行うこと。特に上水道においては、採択基準の緩和および補助率の引上げを図ること。

- ⑦橋梁やトンネルなど道路インフラ施設の長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型の修繕や橋梁の耐震補強について、予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。
- ⑧災害時に海から復旧資機材や災害支援物資を輸送できるよう、「海上支援ネットワーク」の取組を強化するため、重要港湾に加えて地方港湾においても岸壁の耐震補強について予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。
- ⑨能登半島地震を踏まえ、空港を災害の救援・物資輸送等の活動拠点として、防災機能強化を早急に図っていく必要があることから、空港の防災機能強化に不可欠となる燃料タンクの耐震対策・新增設および災害時の活動に有効利用できる空港ビルなどの施設整備を対象とした補助制度を創設すること。
また、エプロン等の耐震化について、必要な予算を確保すること。
- ⑩都市公園施設の老朽化による事故を未然に防ぐため、長寿命化計画に基づき、施設の効果的かつ効率的な維持管理と更新を計画的に実施できるよう、予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。

【担当部署：防災安全部 危機管理課 / 土木部 道路建設課、高規格道路課、道路保全課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、都市計画課、建築住宅課】

エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

【内閣府、文部科学省、経済産業省、環境省】

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項である。

2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、原子力を最大限活用する方針が明記され、第6次計画に比べ、原子力の将来像が明確となった。一方、2040年代以降、原子力の設備容量が急速に減少する見通しも示されており、2050年以降も見据えて議論を深めていくことが重要である。

電力を消費する国民全体の問題である使用済燃料対策については、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場の竣工が延期され、関西電力の「使用済燃料対策ロードマップ」の見直しが必要になるなど、県民・国民の不安が生じる事態となっている。こうした課題に対し、国はこれまで以上に前面に立ち、責任を持って取り組む必要がある。

また、県民の安全・安心の確保が最優先であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要がある。

については、以下の対策を講じること。

1 原子力・エネルギー政策の実行

(1) 原子力政策の明確化と着実な実行

事業者の安全投資や人材確保を進めていくためにも、2050年以降も見据え、将来の原子力の必要な規模とその確保に向けた道筋など原子力の将来像をより明確にするとともに、核燃料サイクルなど原子力の様々な課題に対して責任あるエネルギー政策を着実に実行すること。

(2) 使用済燃料対策への主体的な対応

- ①関西電力が見直した使用済燃料対策ロードマップに基づき、事業者全体で連携して使用済燃料を確実に搬出するよう、これまで以上に国が前面に立って主体的に取り組むこと。
- ②六ヶ所再処理工場の竣工目標を確実に実現するため、国が厳しく進捗管理を行い、政府全体として責任を持って取り組むこと。
- ③使用済燃料対策について、再処理工場への搬入にとどまらず、搬入までの保管のあり方も含めて、国が関与する枠組みを具体化するなど、国が責任を持って取り組むこと。
- ④全ての使用済燃料は再処理するため、湿式貯蔵、乾式貯蔵の方式を問わず、発電所内での保管は一時的なものであることについて、国が責任を持って、県民・国民に説明し理解を得ること。

(3) 原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性および第7次エネルギー基本計画等に示された運転期間延長、次世代革新炉の開発・設置などの原子力活用の方針、電力の安定供給等への立地地域の貢献について、電力消費地において説明を尽くすこと。

また、立地自治体の広報事業についても拡充して行えるよう必要な予算額を確保すること。

(4) 運転サイクル長期化等における安全性の確認

運転サイクルの長期化や定期検査の効率的実施等について、国が事業者と十分議論の上、安全性を厳正に確認すること。

(5) 安全対策に係る事業環境の整備

第7次エネルギー基本計画に示された方針に基づき、事業者において、既設炉の活用、次世代革新炉の開発・設置に係る安全対策への投資が十分に行えるよう、国が早急に事業環境を整備すること。

(6) 関西電力の業務改善への対応

金品受領問題、顧客情報不正利用問題等にかかる業務改善計画を実行する関西電力に対して、電気事業法に基づき厳しく指導・監督し、改善の内容について、国が責任を持って国民に説明すること。

(7) 使用済MOX燃料の処理・処分への対応

使用済MOX燃料の処理・処分について、再処理技術確立に向けたフランスでの実証研究の充実を図るなど、海外の知見を十分取り入れ、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。

(8) 「もんじゅ」、「ふげん」の廃止措置への対応

- ① 「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。また、発電設備の解体撤去等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。使用済燃料およびナトリウムの県外搬出については、国が示した搬出期限までに実行できるよう、政府一体となって取り組むこと。

②「ふげん」の廃止措置については、解体工法の変更に伴う技術開発および使用済燃料の仏国への搬出が計画どおり安全・着実に進むよう、国が責任を持って工程管理を行うこと。

③廃止措置計画の進捗状況について、県民に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。

(9) 原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

(10) エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

また、エネルギーに関しての情報収集、実験・検証、分析および周囲の人との意見交換など、生徒が行う主体的で探究的な幅広い学習活動を支援すること。

2 実効性ある安全規制の実施

①原子力規制委員会は、新規制基準に基づき、科学的・技術的観点から原子力発電所の安全を遅滞なく効率的に確認し、安全の確保を図るとともに、発電所の安全審査について、県民・国民に対し、正確で分かりやすい説明を行い、理解確保に努めること。

- ②高経年化炉に関する安全性については、新たな規制制度に基づき厳正に確認するとともに、県民・国民に対し丁寧で分かりやすい説明を行うこと。
- ③新たな安全規制に係る審査が遅滞なく行われるよう、本庁での審査体制を強化すること。また、現場を重視した安全対策・事故制圧・防災体制の徹底を図るため、現地の規制事務所の人員体制を充実強化すること。
- ④原子力規制検査について、第三者の意見等を踏まえた運用改善や検査結果の透明性確保に努めること。
- ⑤立地自治体の求めに応じて意見交換を行い、地元との意思疎通を図ること。

3 LNGインフラ整備の実現

エネルギー供給網の強靱化の観点から、日本海側と太平洋側を結ぶ広域ガスパイプラインの整備構想を国が早期に策定すること。

【担当部署：防災安全部 原子力安全対策課 / エネルギー環境部 エネルギー課
/ 教育庁 義務教育課、高校教育課】

原子力発電所周辺地域の防災体制の強化

【内閣府、環境省、国土交通省、防衛省】

立地地域住民の安全・安心を確保するため、原子力発電所周辺の防災対策を一層充実強化する必要があることから、以下の対策を講じること。

1 原子力防災対策の充実

(1) 広域避難体制の整備

- ①令和6年1月に発生した能登半島地震においては、多くの道路損壊、家屋倒壊等が発生したことから、国においては、能登半島地震で発生した事象を十分検証の上、必要な対策を検討し、広域避難計画（「緊急時対応」）を見直すこと。
- ②敦賀地域においても、国が主体的に実効性ある広域避難計画（「緊急時対応」）を策定すること。策定された計画については、訓練や専門的知見を踏まえ改善を図るとともに、県民への広報・周知を行い、原子力防災対策に係る理解促進を図ること。
- ③被ばくの影響を低減させる屋内退避の重要性について、効果等を県民に対して分かりやすく説明すること。また、屋内退避の効果的な運用について、政府全体で取り組みを進め、国が責任を持って国民や関係自治体に周知を図ること。
- ④バスや福祉車両の輸送手段、避難退域時検査・簡易除染体制など、避難行動要支援者を含む住民が迅速かつ安全に避難できる体制を整備すること。

- ⑤近年、短期間の集中的な大雪が全国的に発生していることを踏まえ、大雪時に住民避難が円滑に実施できるよう、避難道路の確保や除雪体制の充実を図ること。
- ⑥避難所運営のDX化を推進するため、デジタル技術を活用した避難者支援業務の実証事業等を踏まえ、情報システムの整備方針を示し、全国展開すること。

(2) 予測的手法の活用

避難ルートや避難先の選定などには、参考情報として放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

(3) 原子力災害時における事故制圧体制と避難支援体制の強化

- ①重大事故が起こった場合に備え、指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、国や実動機関、原子力事業者が、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- ②原子力緊急事態支援センターに対して、実践的訓練を実施させるなど、国が継続的な検証を指導するとともに、原子力災害対応資機材の技術開発を支援すること。
- ③自然災害等により集落が孤立した場合に、大量輸送による迅速な避難を行うため、大型ヘリコプターや大型船舶など多様な避難手段を確保し、実動機関が一体となった避難支援体制を強化すること。

(4) 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の充実

- ①安定ヨウ素剤の事前配布を進めるため、医療用医薬品としての位置付けを見直し、対象者個人への直接送付を認めるなど、住民や自治体のさらなる負担軽減の方法を示すこと。
- ②UPZにおける安定ヨウ素剤の事前配布への対応が各道府県で大きく異なることから、原子力防災対策としての科学的知見を踏まえ、国が安定ヨウ素剤配布の方向性を示すこと。
また、配布対象者の範囲など配布・服用体制のあり方について、原子力災害対策指針等に反映させること。

(5) 避難退域時検査・簡易除染体制の充実

- ①避難退域時検査・簡易除染に必要な資機材の関係道府県間における広域共用について、どの地域で災害が起きても必要な数量の資機材を確実に相互融通・確保できるよう運送事業者との調整など国が統括的な対応を行うこと。
併せて、資機材の保管場所から避難退域時検査会場への搬送・展開方法や契約条件等について、国が基本的な考え方を示すなど道府県に対する十分な支援を行うこと。
また、検査等の実施にあたっては、共用される資機材を運用するために多くの要員の確保が必要となることから、電力事業者、国や自衛隊等による支援体制を整備すること。

②避難退域時検査について、国では1週間程度の期間で一斉検査できるように資機材整備を行っている一方で、令和7年2月に検討された運用では屋内退避は3日間としている。3日間の屋内退避後の一斉検査を立地道府県等に求める場合には、追加で必要となる資機材整備について根拠となる考え方を示すとともに、整備・保守に係る財政支援を行うこと。

また、さらなる要員の確保は困難となることから、立地道府県等のみでなく、電力消費地域も含め十分な要員を派遣できるように国の責任において育成を行い、検査等の実施に迅速に派遣できる体制を整備すること。

(6) 緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の構築

①令和5年5月に、国の「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」が制定され、実施主体となる県による実施計画の策定が位置付けられたが、測定結果に基づく甲状腺被ばく線量の推定方法や測定データの管理方法、住民への説明のあり方など、実施の意義・目的に関わる多くの事項が、未だ検討されていない状況となっている。これら県の実施体制構築に必要な検討課題については、国が地方自治体の意見を取り入れながら早期に検討を進めること。

②詳細測定については、現在開発中の可搬型の測定機器実用化までは、機器を有する医療機関等での実施となり、遠方への搬送などの負担が大きいため、実用化の見込みを早期に示すとともに、実用化前の詳細測定について、国が車載のホールボディカウンタを避難所に投入するなど、具体的な対応策を講じること。

③被災自治体においては、緊急時に様々な業務が集中し、必要な測定体制のための人員確保は困難であり、全国的な測定要員の体制構築が必要となることから、広域的な調整について、国が主導して進めること。

また、特に全国的な応援体制が想定される電力事業者に対しては、事業者内での研修実施により要員の測定対応の知識・技能の習得を行うよう国が事業者を指導するなど、広域的な人材確保・育成に取り組むこと。

【担当部署：防災安全部 危機管理課 / 健康福祉部 地域医療課】

原子力発電所立地地域の振興・課題解決

【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、環境省】

原子力基本法において、立地地域の地域振興や課題解決に向けた取組みを推進することが、国の責務として明記されているところである。本県は半世紀以上にわたり、国策である原子力政策に志を持って協力しており、国はこれらの取組みの推進を一層強化し、多様なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを実現するため、以下の施策を着実に実施すること。

1 国の責務による立地地域の振興および安全安心などの課題解決に向けた取組みの推進

原子力基本法に示された国の責務に基づき、「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」において示された避難道路の整備などの地域振興・課題解決に向けた取組みを進めるための十分な財源を確保するとともに、次回の共創会議において、具体的な取組内容をさらに示すこと。また、これらの取組みが目に見えて進むよう、政府一体となった枠組みを構築し、早期かつ着実に取組みを進めること。加えて、原子力事業者に対しても、原子力基本法の趣旨にのっとり、協力する責務を果たすよう指導すること。

さらに、北陸新幹線小浜・京都ルート of 早期認可・着工や、舞鶴若狭自動車道の4車線化についても、立地地域の振興や安全確保につながるものであり、政府一体となって取組みを推進すること。

2 GX2040ビジョンの推進

GX2040ビジョンに基づき、脱炭素電力の消費地が得られる利益を、立地地域に共有する仕組みを早急に構築すること。

また、脱炭素電源等を見据えた産業集積を進めるにあたって、原子力立地地域にAI向けのデータセンターの立地を促進するため、高出力の電力供給が可能なインフラ整備が必要であることから、送電事業者の先行投資を促す支援制度についても早急に構築すること。

3 水素・アンモニア拠点の形成

南海トラフ巨大地震等を想定したエネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能強化を図るため、2030年以降に水素等の利用を開始する事業者も水素社会推進法における支援対象に加え、日本海側の敦賀港を中心としたエリアの水素・アンモニア供給拠点化に向けた取組みを支援すること。

さらに、日本海側と太平洋側が相互に補完できるパイプラインなど供給ネットワークを構築すること。

4 嶺南Eコースト計画に基づく施策の推進

(1) 原子力人材の維持・強化

第7次エネルギー基本計画で示された原子力活用の方針を踏まえ、将来にわたり、原子力発電所の運転や廃止措置における安全が確保できるよう、原子力人材の確保・育成や技術継承などの国の取組みについて、さらなる充実を図ること。

(2) 原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点とするために実施する施策について、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、中核的施設として国が新たに整備する試験研究炉は、わが国の原子力人材の育成の観点からも極めて重要である。京都大学の研究用原子炉（KUR）が2026年5月で運転終了する予定であることから、西日本における原子力分野の研究開発・人材育成の基盤を維持するため、早期に整備すること。

推定活断層に関する対応については、早期に調査を完了させ、出来るだけ早く設置許可申請の見込み時期と建設予定地を提示するとともに、検討状況や調査の進捗を適宜、地元丁寧に説明すること。

設計に当たっては、研究開発や産業分野への活用拡大のため、原子力研究・人材育成拠点としての具体的な将来像を示すとともに、この試験研究炉にしかない独自の実験装置や機能、研究炉の利用を促進するための運営・支援体制の構築、周辺のエネルギー教育施設との連携、大学のサテライトキャンパスやレンタルオフィス、宿泊施設、研究炉と敦賀市内を結ぶ交通ネットワークなど、国内外の企業や研究者が利用しやすい環境の整備について議論を深めること。

また、整備に当たっては、できるだけ多くの地元企業が建設に携われるよう検討すること。

さらに、医療用ラジオアイソトープ（RI）について、国内製造拠点の多角化を図るため、新試験研究炉を活かした西日本の製造拠点化に向けた検討を行うこと。

「もんじゅ」における1,000名雇用の維持については、廃止措置着手から10年を経過した後も、試験研究炉の運転が開始されるまでの間は、十分な雇用の確保に努めること。

(3) 原子力サイクルビジネスへの支援

廃止措置工事等から発生するクリアランス推定物を集中処理・再利用する原子力サイクルビジネスは、地元企業の技術向上・人材育成、受注拡大に加え、廃止措置の円滑化、資源の有効活用による循環型社会への貢献等、国の原子力政策や環境政策を進めるうえでも重要な取組みである。

国としても、全国のリーディングプロジェクトとして位置付けられている本事業を推進するため、今年度設立予定のクリアランス集中処理事業を行う新会社に対し、施設の詳細設計や整備に係る初期投資への財政支援、溶融クリアランス処理に係る研究開発支援等、ビジネスの実現に向けた取組みを支援すること。

また、ビジネスの前提となるクリアランス物のフリーリリースの実現に向けて、国が責任をもって、クリアランス制度の社会定着の判断基準の明示を含めロードマップを早期に策定し、国民理解の促進に取り組むこと。

さらに、利活用に向けた国の実証事業を拡充するとともに、本県が県内企業と連携して行う普及や啓発活動等に対し支援を行うこと。

5 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

- ① 運転終了から10年が経過し立地地域に対する影響緩和措置が随時終了するが、これから本格化する廃止措置を円滑に進めていくに当たって、国策に協力してきた立地地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、この水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。
- ② 「もんじゅ」廃止措置による地元への影響を緩和するため、特例適用により交付限度額が拡充されている電源立地地域対策交付金（自立発展枠）について、引き続き現在の交付水準を維持すること。
- ③ 運転期間延長に対する地域理解促進のため、昭和56年以降の立地に限って措置している原子力立地給付金の割増について、運転開始時期に関係なく、40年超運転に対する措置を新たに設けること。また、誘致企業に対する電気料金の割引制度（原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業）の期間を延長すること。
- ④ 電源立地地域対策交付金（長期発展対策交付金）について、使用済燃料貯蔵量および貯蔵能力に基づく交付額を増額するとともに、全ての使用済燃料が事業所外に搬出される日までを交付期間とすること。また、県に対しても交付するよう拡充すること。
- ⑤ 再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。

6 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の充実強化

特別措置法に基づく「振興計画」に掲げる事業については、達成に向け所要の措置を講ずるとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げ、不均一課税の対象業種の拡大など、制度の充実強化を図ること。

7 法人事業税に係る収入金額課税の堅持

電気供給業に係る法人事業税については、電気供給業が原発立地地域から多大な行政サービスを受益していることから、現行以上の見直しを行うことなく、収入金額課税を堅持すること。また、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献しているため、ガス供給業についても同様に、現行以上の見直しを行わないこと。

【担当部署： 総務部 税務課 / エネルギー環境部 エネルギー課】

脱炭素社会の早期実現

【総務省、経済産業省、国土交通省、環境省】

2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、本県は2030年の温室効果ガス49%削減（2013年度比）を目標に排出削減を進めており、自治体の取組みが加速するよう、国が責任をもって以下の対策を講じること。

1 脱炭素社会の実現に向けた支援

- ① 脱炭素社会の実現には、気候変動に対する危機感を国民全体で共有し、行動変容につなげる必要があるが、普及啓発にかかる予算は減少傾向にあり、支援が後退している状況である。地域における「デコ活」を更に推進するため、地域地球温暖化防止活動推進センターに対し継続的な支援を行うとともに、令和9年度末で終了する地域環境保全基金に代わる新たな財政的支援を行うこと。
- ② 再生可能エネルギーや原子力発電によるCO₂削減効果について、立地地域の成果として評価する仕組みを設けること。
また、立地地域が脱炭素へ貢献していることについて、国民に対し丁寧に分かりやすく説明し、理解を得ること。
- ③ 2050年のCO₂排出実質ゼロに向けた地方自治体の脱炭素の取組みが確実に進められるよう、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算規模を大幅に拡充すること。また、本県のような豪雪地域における太陽光発電設備の補助率の嵩上げや、既設の太陽光発電設備へ蓄電池を付置する場合も補助対象とするほか、J-クレジットの創出を条件付きで認めるなど、柔軟な支援制度とすること。

- ④ 「脱炭素化推進事業債」の事業期間について、地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様の令和7年度までとされているが、政府実行計画等に掲げる2030年度目標に準じて取り組むことを可能とするよう、予算規模を拡充した上で事業期間の延長を図ること。

2 再エネの導入拡大に向けた電力系統の強化

再生可能エネルギーの導入拡大に向け、大規模蓄電池を活用し、電力需給を調整することにより系統を効率的に運用する送配電ネットワークを創出するなど、電力系統の強化を進めること。

3 気候変動適応策の推進

地域気候変動適応センターが地域における適応策の推進拠点としての役割を果たせるよう、地域における気候変動情報の収集・分析に対する財政的措置を行うこと。

4 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域について

促進区域制度を市町が積極的に活用できるよう地域脱炭素化促進事業に係る市町への財政支援を充実するほか、地域住民の理解を円滑に得るため地域への利益還元仕組みを創設するなど、市町へのインセンティブを早期に強化すること。

自然環境に十分な配慮を行うとともに地元住民の理解を得ながら再エネの導入を進めるため、再エネの新規立地を促進区域内に誘導するための制度的対応を行うこと。

5 風力発電の導入円滑化

- ① 風力発電について、自然環境や景観等への影響、災害の誘発が懸念されるため、十分な調査や説明を行うなど、住民の理解を得て事業を進めるよう、国が責任をもって事業者を指導すること。
- ② 「一定の準備段階に進んでいる区域」に位置付けられている本県あわら市沖の洋上風力発電について、関係者の理解促進に努め、「有望な区域」に選定するとともに、地域協議会における議論が円滑に進むよう、十分な配慮を行うこと。

6 水素など次世代エネルギーの普及・導入拡大への支援

水素エネルギーの普及・導入拡大のため、燃料電池自動車の購入支援を継続的に行うとともに、需要を拡大するため、様々な価格帯・用途の車両が早期に普及するよう開発支援を行うこと。あわせて、水素ステーションの整備・運営への支援を強化すること。

7 電気自動車用充電インフラの普及支援

電気自動車の普及に不可欠な充電インフラについて、近年の設置需要増加に対応できるよう予算規模を大幅に拡充すること。

8 次世代型太陽電池の導入支援

ペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代型太陽電池など脱炭素化に資する製品の実用化に向けた取組のほか、高い需要を満たす供給体制を整備するための研究開発・実証・社会実装の取組を支援する制度を創設、拡充すること。

従来の太陽光発電設備の設置が困難である多雪地帯・豪雪地帯の脱炭素化を推進するため、ペロブスカイト太陽電池など次世代型太陽電池の設置支援についてこれらの地域を支援するメニューを創設すること。

【担当部署：エネルギー環境部 エネルギー課、環境政策課】

こども・子育て政策の強化

【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省】

我が国の少子化問題は深刻さを増し、待ったなしの課題であることから、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、社会全体でこども・子育てを支えていくという意識を醸成していく必要がある。

我が国の持続的な成長のため、ライフステージに合わせた切れ目ない支援を強化し、官民一体となって結婚・出産・子育ての希望を叶えることができる社会を実現すること。

1 地方の子育て環境のさらなる充実

(1) 少子化対策・経済的支援の拡充

こども未来戦略を着実に実行し、こども・子育て予算の倍増に確実に取り組むこと。また、本県が実施している第2子以降の0～2歳児への保育料無償化の拡充や、全国一律の現物給付方式によるこども医療費助成制度の創設など、経済的支援のさらなる充実を図ること。

(2) 結婚を希望される方への経済的支援等の充実

独身者の結婚の希望が叶うよう、「地域少子化対策重点推進交付金」について、確実に予算を確保するとともに、結婚に向けた経済的不安を軽減するため、結婚新生活支援事業の補助対象経費の拡充および所得制限の緩和を行うこと。

(3) 不妊治療を受けやすい環境整備

不妊治療の保険適用の対象外とされた先進医療等について、最新の科学的知見等を反映し、保険適用範囲の拡充をすみやかに行うこと。また、不妊治療を受けやすい環境整備に向けて、独自に助成等を行う地方自治体に対し財政的支援を行うこと。

(4) 新生児マススクリーニング検査の対象疾病の追加

新生児マススクリーニング検査の実証事業の対象となる疾患に副腎白質ジストロフィーおよびライソゾーム病を追加するとともに、実証結果を踏まえて、早期の全国展開を図ること。あわせて、全国展開の際には、必要な財政措置を講じること。

(5) 産後ケアの充実

産後ケアを安心して気軽に受けられることができるよう、受入拡大に向けた体制整備や財政支援を含む制度拡充を図ること。また、国において実施内容(標準単価、支援形態別の受入れ基準)、安全基準等の標準化を進めるとともに、里帰り出産時や過疎地域等における産後ケアの広域的な利用の観点から、地域外の母子を対象とした施設整備や受け入れを行う地方自治体への加算措置等を創設すること。

(6) 地域全体で若い世代を応援する社会の実現

子育て環境の優れた地方において、Iターン世帯や核家族世帯を含む子育て世帯を地域全体で応援する社会を実現するため、複数市町がファミリー・サポート・センター事業を広域的に実施する場合において、効果的かつ効率的な事業運営の観点から、実施方法や事業体制の要件緩和など、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施できるよう制度運用の改善に取り組むこと。

(7) 保育士等の安定的な確保と人口減に伴う職員配置の見直し

①保育士の賃金について、処遇改善を今後も継続し、他産業と遜色のない水準まで引き上げるとともに、保育士の加配支援、看護師等専門職員の配置、保育補助者の配置、保育 ICT 導入に伴うランニングコスト支援など、職場環境の改善を図り、保育現場の安定的な人材確保を行うこと。

②人口減少地域等において、特に1号認定こどもの入所児童数が極端に少ない施設では、公定価格上配置を要する主幹保育教諭の人件費支出と公定価格による収入との均衡がとれておらず、経営を圧迫している。

入所児童数が極端に少なく教育・保育の質が保たれる場合は、1号・2号のこどもを主幹保育教諭1名の配置で可能とするなど、地方の認定こども園が持続可能な提供体制を確保するための制度の見直し等を早急に行うこと。

(8) 義務教育における学校給食への財政支援

①学校給食費の無償化については、小学校における令和8年度の実現に向け、負担の在り方を抜本的に整理した上で、国の責任において必要な財源を確実に措置すること。

また、既に給食費を支援している市町の負担が増大することがないように、かつ給食の質が低下することのないよう、地域の実情を考慮した十分な単価設定をすること。

さらに、導入後の物価高騰等も想定し、単価設定に物価スライドを導入するなど、安定的、継続的に質、量ともに十分な給食を提供可能な制度設計をすること。加えて、中学校への早期拡大を図ること。

②学校給食を通じた食育は、地場産食材を教材とした地域の自然、歴史への理解や健康、食の大切さを伝える学校教育の大きな柱であるため、地方自治体が行う食育に対する施策について必要な支援を行うこと。

(9) 放課後の子どもの居場所確保

共働き家族等が仕事と子育てを両立できる環境を整備するため、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設日数の弾力化や受入対象児童の拡充、規模の大小や待機児童の有無に関わらない充実した財政支援、放課後児童支援員の処遇改善を通じた人材確保対策に取り組むこと。

(10) 入所施設等の措置費および里親等支援の充実

①人口減少地域等においては、児童が少なくすでに経営が苦しくなっている施設等や人材の確保が深刻な問題となっている施設がある。児童入所施設措置費の小規模施設の単価の引き上げやファミリーホームの現員払いの見直しを行うなど、地方の児童入所施設等が持続可能な提供体制を確保するための制度の充実を早急に行うこと。

②家庭的な養育環境を確保するため児童養護施設や障害児入所施設には小規模・地域分散化が求められており職員を増やして対応している。一方、被虐待児や障がいをもつ児童などケアニーズの高いこどもの入所が多くなっている中で、専門的な支援を実施するための人員をさらに確保する必要があるため、各施設が行う人員体制強化のための支援を充実すること。

③家庭的養育優先の原則のもと里親委託を進めているが、実親の理解が得られにくいことやこどもを長期に受け入れる登録里親の不足が課題となっている。里親制度は社会的意義が高く、実親とともにこどもを養育することの理解が広がるよう国として強力に広報すること。

(11) ひとり親家庭等に対する支援の充実

①全ての子どもが将来の可能性を広げていくとともに、夢や希望を経済的な理由によって諦めることがないように、様々な学びや体験の機会を拡大するため、ひとり親家庭や低所得世帯等のこどもを対象とした習い事支援への助成の創設や進学にかかる支援の充実を図ること。

②児童扶養手当は、現況届により前年の所得に応じて支給額が認定されているが、親の入院や失業等により収入が激変した場合でも、翌年の現況届まで手当額の改定がされず生活に窮することがある。特別な事情がある場合には、手当額の改定の請求が可能とするなど制度の弾力化を行うこと。

(12) 高等教育（大学・専門学校等）の修学支援新制度の拡充

大学等の高等教育機関等進学における経済的負担が大きいことを踏まえ、多子世帯以外についても、「高等教育の修学支援新制度」の所得制限を撤廃するなど、高等教育機関の授業料による経済的負担を軽減すること。

また、地方に若者が留まるよう、地元の高等教育機関へ進学する学生への支援を嵩上げするなど、インセンティブのある制度を創設すること。

2 育児と両立できる働き方の推進

(1) 育児休業取得の推進

男性も長期間の育児休業を取得できることが当然となるよう、手取り10割相当を支給する出生後休業支援給付金等の給付期間の長期化や、周囲の社員への応援手当支給、代替人員確保など、企業の体制整備に向けた取組みへの支援を一層強化すること。

(2) こども家庭庁のサテライトオフィスの設置

子育て先進県である本県に、こども家庭庁のサテライトオフィスを設置し、地方と協力した現場主義での施策立案を進めるとともに、子育てと仕事を両立する働き方改革を先導すること。

3 女性活躍の推進

(1) 女性・若者から選ばれる地方づくり

女性が活躍できる地域づくりは、女性・若者から選ばれる地方を実現する上でも極めて重要であり、地方が地域の実情に応じて行う女性活躍、ジェンダー・ギャップ解消、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に関する取組がさらに促進されるよう、地域女性活躍推進交付金の予算を大幅に拡充するなど、国としても財政支援強化を図ること。

【担当部署：総務部 大学私学課 / 未来創造部 未来戦略課、県民協働課、女性活躍課
/ 健康福祉部 こども未来課、児童家庭課 / 教育庁 教職員課、保健体育課】

分散型国家の実現とデジタル技術の社会実装の促進

【内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

人口減少問題は、大学進学や就職により地方の若者が、未婚率が高く合計特殊出生率の低い東京に流出し続けていることが根幹にある。東京一極集中による社会減が自然減を加速させており、この社会構造を早期に転換させることがきわめて重要である。国は責任をもって、大学定員や企業の地方分散など、都市から地方に人が流れる社会構造への転換を図ること。

また、地域が直面する様々な課題をデジタル技術の活用によって解決し、地方活性化を推進していくため、誰もが身近な場所でデジタル技術を活用できる環境を速やかに整備すること。



1 若者が地方で学べる機会の創出

(1) 地域間の大学定員の偏在是正

現在、全国の18歳人口の9%しかいない東京都に、大学定員の25%が偏在しており、地方の若者が進学を機に県外へ流出せざるを得ない構造的な問題がある。

特定地域における過度の学生集中を抑制するため、平成30年度から東京23区内の大学定員抑制が行われているが、東京都内への大学生の集中には歯止めがかかっていない。このため、高度なデジタル人材育成にかかる23区内の大学定員増加については、この増加分を早期に他学部で減らすなど、大学定員の抑制を徹底すること。

また、定員抑制期間終了後の令和10年度以降は、各都道府県の18歳人口に見合うよう都市と地方との定員バランスを適正化することをルール化し、地方への定員移転を促進するため、地方におけるサテライトキャンパスや研究機関の設置・運営・定員増等に対する支援制度をより充実させるなど、十分な措置を講ずること。

(2) 地方大学の安定的な運営支援

地方国立大学の活動を支える運営費交付金が年々減少し、厳しい財務状況に陥っていることから、運営費交付金を増額するなど、地方における質の高い教育研究を維持すること。

また、成長分野への学部再編や施設整備に要する経費については、補助率や支援額の拡充など、大学の規模にかかわらず十分な支援を行い、特色ある教育・研究の推進を図ること。

2 企業の地方分散の促進

(1) 企業の地方移転促進制度の強化

企業の地方移転を促進する手法として、税収中立を念頭に置きつつ、国の法人税率を全体として引き上げた上で、地方にのみ税額控除を行うことなどにより、実質的に東京と地方の法人税に差を設けること。

(2) 産業団地整備への支援

- ①大規模な半導体企業などが立地する際に必要となる関連インフラ整備について、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金制度の支援を国策事業以外も対象となるよう拡充するなど、必要な財政的支援を行い、地方負担の軽減を図ること。
- ②大規模な半導体企業などにおいて、製造には大量の工業用水を必要とするが、河川水を使用する場合、水利権確保のための協議、手続きに相当な期間を要する。企業において、インフラ提供の早期確約が用地選択の要素となるため、手続きを簡略化するなど、水利権確保の協議、手続きが迅速に実施されるよう取り組むこと。

(3) 産業技術総合研究所「北陸センター」を核とした産業創出への支援

産業技術総合研究所の北陸デジタルものづくりセンターについて、AI等の先進的なデジタル技術により、ものづくり分野全般の変革を牽引できるよう、必要な環境整備を行うこと。

また、日本の先進的な一大ものづくり地域を創生できるイノベーション拠点にふさわしい設備・人員体制および連携体制を構築すること。

(4) スタートアップ支援の充実

各地域の大学や高等専門学校における技術シーズを活用したスタートアップの創出に向け、必要な施設整備や大企業との人材マッチングに対する支援を拡充するとともに、小中高生も対象に含めた起業家教育を強化すること。

加えて、スタートアップに限らず、必ずしも高度な技術や斬新なビジネスモデルをベースとしない、地域課題の解決に取り組むローカル志向の起業が増加しており、そうした起業希望者も含め、都道府県が行う支援施策について十分な財政措置を講じること。

3 都市から地方への人の流れの拡大

(1) 移住支援金の拡充

東京圏に限定されている移住支援金制度を、大阪圏、名古屋圏にも拡大し、大都市圏から地方への人の分散を促進すること。なお、令和6年度から新設された地方就職学生支援制度についても、東京圏の学生だけでなく、大阪圏、名古屋圏の学生に拡大すること。

(2) 自治体の意見を反映した実効性のある二地域居住の制度創設

地方への人の流れを確実に創出する観点から、二地域を拠点とする活動を政府として強力に支援するとともに、二地域居住の推進にあたっては、地方で居住を始める人にとっても、受け入れる自治体や住民にとっても、双方にメリットがある制度となるよう、税負担の公平化など自治体の声を聴きながら丁寧な制度設計を進めること。

特に、二地域居住先での行政サービスに対する負担として、ふるさと納税の枠組みを活用し、通常とは別枠を設けるなど新たな制度について検討すること。

また、二地域居住を促進するためには住居費等の負担軽減を図ることが重要であることから、二地域居住先の住宅の取得に対する住宅ローン減税の適用を可能とするなど新たな支援制度を設けること。

(3) 地域プロジェクトマネージャー制度の拡充

地域おこし協力隊や多様な関係者間を橋渡しする「地域プロジェクトマネージャー」を設置するにあたり、現在、市町村のみを対象としている特別交付税措置を都道府県も対象とすること。

(4) 大学運営交付金等の拡充による地方定着

国から大学へ配分される交付金等の算定項目に「地方の就職率」や「地方就職への取組み」などを加えること。

(5) 奨学金を活用した若者の地方定着

奨学金の返還支援による若者の地方定着を促進させるため、医療福祉をはじめとした人手不足職種など、現在、対象外としている公務員についても特別交付税措置の対象とすること。

(6) プロフェッショナル人材事業への対応

地方創生を目的に、平成27年から開始されたプロフェッショナル人材事業について国は令和9年度に交付金を終了し、その後の運営は地方に委ねるとの方針を示しているが、人材の東京一極集中の是正を強力に進めるため、国主導のもと新たな施策を講じること。また、令和7年度から開始する「副業・兼業人材活用促進事業補助金」については、プロフェッショナル人材戦略拠点を通じない案件を補助対象とするなど、地域の実情に応じた支援制度の拡充を行うこと。

(7) ビッグデータ活用による行政サービスの向上

住民基本台帳に基づく人口移動データについて、秘匿処理したうえで個人の移動経歴をビッグデータとして公表するなど、地方自治体が行う人口移動の要因分析や移住定住施策の企画立案などに活用できる仕組みづくりを行うこと。

4 地方財政への十分な支援

(1) 地方一般財源総額の確保等

地方創生・人口減少対策や国土強靱化のための防災・減災対策、増加する社会保障費などの財政需要に対応するため、地方交付税総額の確保・充実を含め、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・拡充すること。

また、物価高や賃上げ等に伴う人件費の増加による公共事業などへの影響についても適切に地方財政計画に反映すること。

(2) 地方創生関連予算の確保・充実

新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）の推進に向けて、地方創生の継続的な取組みを一層推進できるよう、必要な地方創生関連予算を十分に確保すること。特に、福井アリーナの整備など地方創生に資する拠点施設の整備に対して、十分な予算を確保し積極的な財政支援を行うこと。

(3) いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止議論に伴う対応

いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の安定的な行政サービスの提供および財政運営に支障が生じないよう、地方の減収については代替の恒久財源を措置するなど、地方の安定的な財源を確保することを前提に、丁寧な議論を進めること。

(4) 辺地・過疎対策事業債の総額確保

全国的に過疎団体が増加し、人件費や資材価格の高騰により建設事業費が増加している中で、辺地・過疎地域の活性化を図るため、市町村が計画に基づく取組を確実に実施できるよう辺地債および過疎債の必要額を確保すること。

(5) 公共施設等の適正管理の推進

老朽化が進行する公共施設等について、長期的な視点をもって、引き続き計画的に更新・統廃合・長寿命化、転用等の具体的な対策に取り組んでいく必要があることから、令和8年度末までとされる公共施設等適正管理推進事業債の措置期間を延長すること。

5 地方創生にふさわしい選挙制度改革

国の選挙制度については、人口減少に直面している地方の声や実情が国政にしっかりと反映されるよう、人口比例に過度に依拠しない制度の構築を検討すること。

参議院の選挙制度については、人口の多寡にかかわらず、都道府県単位による代表が国政に参加できるよう、早期に合区を解消すること。

6 デジタル社会を支える基盤の構築

(1) DXによる地域課題解決への支援

デジタル技術を活用し、地域課題の解決や魅力向上をより一層推進するため新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型、第2世代交付金）を継続的に確保・充実させ、地方の自主的な取組みを支援すること。

併せて、デジタル実装型において、近い将来の実装を見据えた実証経費や事業期間中に生じた機能の改善・追加にかかる経費も対象にすること。また、各地方自治体の申請上限数の拡充あるいは上限額内であれば申請上限数を超えた申請を可能とすること等、地方の意欲的な取組みに支障が生じることのない柔軟な支援制度に拡充すること。

(2) デジタル社会を支える人材の育成・確保

地方におけるデジタル人材の質・量の両面での不足および都市圏への偏在を解消し、地域社会全体でデジタル人材の育成・確保を重層的に進めるため、以下の対策を講じること。

① 行政分野でのDXを推進するため、各都道府県において取り組むこととされているデジタル人材のプール機能の構築および市町支援に関して、地域により人材獲得に格差が生じるおそれがあるため、国が必要な人材を直接雇用し、都道府県に配置する方法を検討すること。

また、地方公共団体におけるデジタル人材の育成・確保の取組みに対して、財政的支援を充実させ、継続的に実施すること。

② 教育分野でのDXを推進するため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校におけるプログラミング教育の充実、外部人材の活用、大学・企業等と連携した取組みに対して、財政的支援を充実させ、継続的に実施すること。

③ 産業分野でのDXを推進するため、企業に対して経営者の意識改革や社員の学び直しへの積極的な働きかけ、財政的支援を充実させ、継続的に実施すること。

(3) 地方自治体の情報システムの標準化・共通化

全ての地方自治体が安心して標準準拠システム・ガバメントクラウドへ移行できるよう、以下の対策を講じること。

- ① 令和7年度末の移行期限までに、システム間のデータ連携調整など残された課題を解決できるよう、国が主体的に取り組むこと。
- ② 移行作業が集中する令和7年度においては、地方自治体に対する国職員の応援派遣など、人的な支援体制の更なる強化を図ること。
- ③ 移行経費について、全額国において負担すること。また、特定移行支援システムとなる場合には、実情を勘案した移行期限を設定すること。
- ④ 移行後の運用経費について、既に削減に取り組んできた地方自治体があることを踏まえ、従来の運用経費を上回る場合は、確実に財政措置を講じること。
- ⑤ 移行後の改修・更新経費について、今まで以上に地方自治体と丁寧に協議し、必要な財政措置を講じること。

(4) アナログ規制の見直し

アナログ規制見直しの対象規制の中には、自治体単独では見直しが困難かつ全国的に一律で対応すべき規制が散見されるため、国において全国一律で対応すべき規制を調査のうえ、通達等で見直しの指針を示すこと。

また、地方自治体において見直しに必要となる経費については、十分な財政的支援を行うこと。

(5) 情報通信基盤未整備エリアの早期解消

- ① 中部縦貫自動車道は国土強靱化に資する主要道路であることから、トンネル区間について、開業と同時に携帯電話が利用可能となるよう、電波遮へい対策を確実に進めること。
- ② 国道417号線 冠山峠道路は緊急輸送道路に位置付けられているものの、携帯電話の不感地域であり、事故発生時の緊急通報が行えない等、安全面での課題を抱えている。国においても「2030年度末までの道路カバー率99%」をデジタル田園都市国家インフラ整備計画に掲げていることから、冠山峠道路の不感地域を確実に早期に解消すること。
また、携帯電話事業者によるエリア整備やトンネルの電波遮へい対策を促進するため、補助率の引き上げや維持管理経費も補助対象とするなど、支援制度の拡充を行うこと。
- ③ 居住地域において、デジタル田園都市国家インフラ整備計画では、「2023年度末までに全居住エリアをカバーし、全ての国民が4Gを利用可能な状態(エリア外人口0人)を実現する」としているが、未だに携帯電話の不感地域が残っていることから、携帯電話事業者へ速やかな整備を促すこと。
- ④ 非居住地域においても、地域産業への支援や旅行者の利便性向上を図るため、携帯電話の不感地域となっている観光地等におけるエリア整備が必要である。携帯電話事業者による整備を促すため、国の補助率を上積みする等財政支援を拡大すること。

(6) マイナンバー制度等における情報連携の拡大

県は住民情報を保有していないため、例えば、住民情報の分析による新たな施策検討や、県自らが住民の状況に応じた独自のサービスをプッシュ型で提供できない状況にある。

現行のマイナンバー制度では、番号利用法に規定される法定事務に準ずる事務に限り、地方自治体が条例で定めるところにより独自利用事務としてマイナンバーを活用した情報連携が行えるが、上述のような事務は対象ではないため、マイナンバーの利用範囲拡大や関連する制度面の見直し等を検討すること。

【担当部署：総務部 財政課、税務課、人事課、情報公開・法制課、大学私学課、
市町協働課 / 未来創造部 未来戦略課、DX推進課、定住促進課 /
産業労働部 経営改革課、産業技術課、労働政策課、
成長産業立地課 / 教育庁 教育政策課、高校教育課、義務教育課】

地域公共交通の維持・活性化

【内閣府、総務省、国土交通省】

地域公共交通は、地域社会・経済の基盤となるものであり、地方創生の実現に重要な役割を担うものである。本県では、北陸新幹線県内開業に伴う公共交通体系の変化や急速な人口減少等により、県内地域公共交通に新たな課題が顕在化していることから、以下の対策を講じること。

1 地域鉄道の維持・活性化

人口減少などによる利用者の減や急激な物価高騰等により、地域鉄道は行政支援なしでは経営が成り立たない状況にある。また、本県の並行在来線は輸送密度が低く、在来線最長の北陸トンネルや交流・直流の切り替えなどを有し多額の維持経費を要する。

国が創設した地域公共交通再構築事業(調査事業含む。以下「再構築事業」という。)は、本県の地域鉄道や並行在来線が支援対象とならないなど、既に地域鉄道の維持・活性化に取り組んでいる地域の支援としては不十分である。

一方、JRローカル線では、減便や駅の無人化などが行われ、地域に必要な利便性が確保されていない状況にある。

このような状況を踏まえ、重要な社会インフラである地域鉄道が将来にわたり維持され、地方創生に資する公共交通となるよう、次の事項について措置を講じること。

(1) 地域鉄道の維持・活性化への支援

- ①再構築事業について、福井鉄道やえちぜん鉄道など、過去に鉄道事業再構築実施計画の認定を受けた事業者等の継続した取り組みについても、簡易な手続きにより支援の対象とするとともに、十分な予算枠を確保すること。

- ②再構築調査事業について、協議会に限らず、沿線自治体等の同意を得た上で鉄道事業者が主体となって実施する場合も支援の対象とするなど、地域の実情に応じた柔軟な運用をすること。
- ③電気料金高騰の長期化は、鉄道事業者の経営に甚大な影響を及ぼしていることから、国において電気料金の割引支援を継続させるなど、財政支援を行うこと。
- ④鉄道運転士等の確保を図るため、就職奨励金の支給など鉄道事業者および地方自治体等が行う人材確保および定着に向けた取組みに対して支援を行うこと。
- ⑤自然災害が激甚化・頻発化していく中で、鉄道敷に近接する民地法面等も含めた安全対策が必要である。鉄道事業者が安全運行に必要な施設整備を進められるよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金等について、十分な予算額を確保すること。また、鉄道敷に近接する民地法面等に施設整備を行う場合も、国庫補助対象となるよう採択要件の緩和を行うこと。

(2) 並行在来線に対する支援の強化

- ①再構築事業の要件である輸送密度の基準を緩和し、経営が厳しく、既に再構築事業者として認定されている本県並行在来線「ハピラインふくい」の新駅設置や既存駅改修などについても、優先的に支援の対象とすること。
- ②新駅の整備については、地域公共交通計画事業(コミュニティ・レール化)に代わる新たな支援制度を早急に創設すること。併せて、新たな支援制度の創設までは、地域公共交通計画事業の新規採択を継続すること。
- ③国が主導して、並行在来線(北陸新幹線)事業者間連携による業務効率化の取り組みを一層発展させ、資機材の共同調達や工事の共同発注などを促進し、低コスト化を図ること。

(3) JRローカル線を維持する仕組みづくり

- ①国鉄改革時には、不採算路線を含めて事業全体で採算を確保することを前提として制度設計が行われた経緯を踏まえ、地方路線の切り捨てとならないよう、国においてJRローカル線が維持される仕組みを構築すること。
- ②JR本州3社においても、赤字路線における落石や倒木、豪雨対策などの安全・安定運行に係る取組みについては、再構築実施計画の認定に関わらず、地域鉄道と同様に国庫補助の対象とするなど、路線の持続可能性および利便性の向上のための財政支援を行うこと。

2 路線バスなど地域公共交通の利便性向上

地方の路線バス事業は、急速な人口減少等の影響による利用減少が路線の縮小を招き、将来にわたる持続が困難となっている。また、燃料価格等の高騰により、バスの運行経費が増加する一方、行政支援はブロック単価が上限となるなど、事業者は厳しい経営状況が続いている。

さらに、時間外労働時間の上限規制等により、バス運転士の確保が一層厳しくなり、大規模なバス路線の廃止・減便が全国的に進むなど、地域住民にとって最も身近な移動手段が崩壊の危機に直面している。こうした状況を踏まえ、路線バス事業の持続可能性を高め、「地域公共交通の最後の砦」としての役割を堅持できるよう、以下の対策を講じること。

(1) 路線バスの運行に対する支援拡充

- ①路線バスの担い手となる交通事業者の経営安定に向け、新たな補助制度等を構築すること。
- ②路線バス運転士の確保を図るため、国庫補助金の算定根拠となるブロック単価について、人件費相当分を政策的に引き上げるなど、構造的な賃上げにつながる取組みを行うこと。
- ③地域間を結ぶ広域路線バスについては、人口減少が進む地域の実情に配慮し、利用者の減少に伴う補助金の減額や対象外とすることがないように、制度を見直すこと。

(2) 移動手段の確保に向けた支援拡充

- ①生活交通の維持・確保に向けて、自動運転やライドシェアなど自治体や住民が地域の実情に応じて行う多様な取組みに対して、十分な予算を確保すること。
- ②公共交通機関の人材不足は依然として深刻であることから、引き続き、事業者が行う人材確保策に対して支援すること。
- ③自動車運送業分野における特定技能制度の導入により、運転士不足解消の一助となることが期待される一方、地方の中小事業者が直接海外から人材を確保することは容易ではない。このため、海外の特定技能希望者と地方事業者とのマッチングを行うなど、地方の中小事業者が外国人材を採用しやすい仕組みを導入すること。
- ④公共交通機関運転士の健康状態に起因する事故を防止するため、SASスクリーニング検査、脳MRI検査、心臓ドッグ等各種スクリーニング検査の実施に要する費用について、事業者を支援する制度を創設すること。

(3) 自治体への財政支援拡充

- ① 地方自治体が行う人材確保に向けた取組みや公共交通の利用促進策について、特別交付税措置の対象とするなど、十分な財政支援を行うこと。
- ② 高齢者や高校生等の移動手段として必要不可欠な路線バスやコミュニティバスの維持・確保のため、県や市町が実施する運行支援について、特別交付税措置など十分な財政支援を行うこと。

【担当部署：未来創造部 地域鉄道課、交通まちづくり課】

人手不足の克服や賃上げなど労働環境の改善

【内閣府、人事院、総務省、厚生労働省、経済産業省】

地方は、少子高齢化の急激な進展等により生産年齢人口の大幅減が続いている。このような中、労働者の賃金は、昨今、歴史的な高水準となった一方、業種や企業規模での格差が広がるとともに、前向きな賃上げではなく、人材確保や定着のための防衛的な賃上げが大半を占めている。

賃金と物価の好循環をまわし、地方経済の持続的な成長・発展を実現するには、いかなる環境でも稼ぐ力を持つ企業を地方に増やすとともに、喫緊の課題として、人手不足対策、継続的な賃上げ、働き方改革を講じる必要がある。国は以下の対策などに責任をもって取り組むこと。

1 人手不足の克服を実現する構造改革の推進

これまで地方は、都市部に対し人・モノ・金・情報、エネルギーなど様々な経済資源を提供し、日本の国土発展に大きく寄与してきた。しかしながら、人手不足が続く中、地域の中小零細企業は疲弊し、今後ますます休業、廃業が増加することが大きく懸念される。

持続的な国土発展・成長を目指すため、人手不足が深刻な分野や地域において、中小零細企業による人材確保が図られるよう、地方負担に配慮した形で、既存の支援制度の拡充や新たな支援制度の創設を検討すること。

2 持続的な賃上げの推進、全国一律最低賃金制度の導入

経済の好循環を生み出すには、堅調な個人消費を生み出すことが重要であり、実現には、物価上昇を上回る持続的な賃上げが必要である。昨今の歴史的な賃上げが一過性のものにならないよう、国は労使への働きかけを引き続き強めること。

また、ランク別に目安額を示す現行の最低賃金の制度が続いた結果、地域間格差が助長され、東京への一極集中を加速させる原因となっている。

このため、最低賃金の目安額設定では、現在のランク別の格差是正・縮小に力を入れるとともに、現法が定める三要素に地域間格差、国際比較を加え、総合的に勘案すること。また、将来的には、現行制度を改め、全国一律の最低賃金制度に見直すこと。

3 学び直しやリスキリングの推進

生産性の向上に向け、労働者が学び直しやリスキリングに取り組めるよう、国は人材開発支援助成金等を活用した、オンライン・オンデマンド型の教育訓練を促進すること。

併せて、中小零細企業の人材開発支援助成金等の活用が進むよう、各種補助金の申請手続きの簡素化を図ること。また、求職者や失業者が実施した研修活動や資格取得にかかる費用について、就職後に所得税における特定支出控除の対象として認めるなど、個人による学び直しやリスキリングを促進する支援を強めること。

4 非正規社員の待遇改善

国は、就労の違いによる賃金格差が生じないように、同一労働に対しては、正規と同一の賃金が適用されるよう、企業に対する助言・指導等を強めること。

また、いわゆる年収の壁など税や社会保障制度については、人口減少や少子高齢化の進展、共働き世帯の増加や女性の活躍など社会情勢の変化に対応し、公平中立な観点から見直しを行うこと。

5 生産性向上に対する支援の充実

毎年の賃上げは、経営体力の弱い中小零細企業に多大な影響を及ぼす。適正価格での商取引の実施はもちろん、生産性を高め、世界で戦える付加価値の高い商品企画、販売、DX化やイノベーションの推進を継続的に実施する必要がある。

国は、業務改善助成金やキャリアアップ助成金など、企業の負担増を緩和するための支援制度について、申請書類を簡略化するなど、中小零細企業でも簡単に申請ができる分かりやすい制度に改めること。

また、地域の実情に応じた対策を講じる自治体に対し、地方交付金等の財源措置の充実を図ること。

6 ウェルビーイング経営の推進

社員の幸福度を高めることにより、社員の創造性や企業の生産性が、向上するとの研究成果が示されており、特に中小規模の事業所においてその発現効果が高い。

国においては、働きやすい職場環境づくりへの支援や、社員のやる気、働きがいを引き出す新たな経営手法に取り組む中小企業への支援を強めるとともに、活動の輪が広がるよう地方の優秀な事例を相互に学ぶ機会を増やすこと。

また、地方主導で行うウェルビーイング経営の展開・導入についても後押しすること。

7 適正な価格転嫁の実現に向けた対応

賃上げ原資の確保や高騰が続く原材料等やエネルギー価格の転嫁を適切に進めるため、取引先と価格交渉を行う事業者が、取引先から「買ったたき」や「減額」といった不当なしわ寄せを受けることがないように、下請法違反行為に対する取締りを強化するなど、徹底した価格転嫁対策を行うこと。

また、下請法違反行為により事業者が不利益を被る場合において親事業者との取引関係の悪化を懸念せずに、自発的に情報提供できるよう環境整備に取り組むこと。

8 地方公務員の人材確保に向けた給与制度の見直し

近年、地方公務員の受験者数は年々減少し、競争倍率も低下する中、地方公務員と採用が競合する民間企業においては、初任給の大幅な引上げをはじめ高水準の賃上げが続いており、地方公務員の採用を取り巻く環境は厳しさを増している。

特に、土木職や薬剤師など技術職においては、民間企業の初任給が地方公務員の初任給を大幅に上回っており、ここ数年、採用予定数を確保できていない状況である。

また、地域手当の級地区分大きくくり化により、地方と大都市部の支給割合の較差が拡大される結果となったため、地方から大都市部への人材流出の懸念が一層高まっている。

については、地方公務員の人材確保を図るため、次の事項について国は以下の対策を取り組むこと。

- ①地方公務員の給与は、均衡の原則により、国家公務員の給与制度を基本とすることとされていることを踏まえ、地方公務員の技術職の処遇改善を図れるよう、国家公務員の技術職に対する独自給料表の創設や、医師以外の職種に対する初任給調整手当の支給など、技術職の処遇改善に国が率先して取り組むこと。また、採用が困難な技術職の確保に向け、都道府県が独自に修学資金の支援制度を創設した場合には、必要な財政支援を行うこと。
- ②地方公務員と採用面で競合関係にある地域内の民間企業は、比較的規模の大きな従業員を有する企業が多いことから、職種別民間給与実態調査の調査対象企業について、企業規模50人以上とする現行基準を早急に引き上げること。

③地域の民間給与の適切な反映を目的として、都道府県人事委員会が人事院と異なる地域手当の支給割合を勧告したときは、人事委員会勧告の支給割合に基づき地方財政措置の積算を行うこと。

【担当部署：総務部 人事課 / 産業労働部 経営改革課、労働政策課】

重点事項

(人づくり)

- 1 学校教育の充実・強化
- 2 教員の働き方改革の推進

(産業振興)

- 3 米国による相互関税等に関する対策の実施
- 4 中小企業・新産業への支援充実
- 5 農林水産業の成長産業化
- 6 外国人が活躍できる環境の整備

(交流拡大)

- 7 北陸新幹線開業効果の最大化
- 8 スポーツを通じた地方の活力創出
- 9 福井の歴史、伝統文化の発信・応援
- 10 幹線道路ネットワークの整備推進

(安全・安心)

- 11 誰もが安心して暮らせる医療と福祉
- 12 県民の安全・安心の向上
- 13 原子力施設へのテロに係る対処能力の強化
- 14 原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置
- 15 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

学校教育の充実・強化

【総務省、文部科学省】

本県においては、将来を担う子どもたちが「夢と希望」を持って、自らの可能性に挑戦し未来を切り拓いていく「生きる力」を育成するため、個性を「引き出す教育」や学びを「楽しむ教育」など、一人ひとりを大切にす「子どもが主役の教育」を推進している。

このため、一人ひとりの興味・関心や能力に合わせた子ども主体の個別最適な学びや、誰一人取り残されず個性が尊重される学びを推進するとともに、多様なキャリア形成を促す特色ある魅力的な学校づくりを図ることが重要である。国においては、教育の公平性の観点から、これら施策が確実に実施できるよう、日本の教育への公的支出の割合が先進諸国の中でも低い状況にあることを踏まえ、以下の措置を講じること。

1 質の高い公教育の実現に向けた学習指導要領の改訂

学校に対する保護者や産業界などの社会的ニーズが高まっているとともに、学校が対応する課題は複雑化・困難化し、教職員にかかる負担は増加の一途をたどっている。学習指導要領の改訂に向けては、知識の集積だけでなく深い意味の理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりを重視するとともに、教職員への過度な負担が生じることのないよう、子どもの学習内容について精選する方向で議論を進めていくこと。

また、各学校での多様な取組みの展開に資するため、分かりやすい指導資料の提示など教育委員会への支援を強化するとともに、指導主事研究協議会等の実施により、指導主事等の資質・能力の向上を支援すること。

義務教育段階においては、指導内容の精選を進め、基礎・基本の定着に加え、児童生徒が、より一層、自らの興味・関心や能力・特性に応じて主体的に学習し、学びを深めることができる時間を確保すること。

2 学校教育DXの推進に関する支援の充実

(1) タブレット端末更新および通信ネットワーク拡充への支援

一人一台タブレット端末の更新について、小中学校は国の補助対象の一方、高等学校は対象外である。福井県では、子育て世帯の負担軽減と公平な学習環境の確保のため、約10.5億円をかけて公費にて更新の方針であるが、一人一台端末は高等学校においても必要不可欠なものであり、授業料の無償化と同様、県に保護者負担、公費負担の選択をさせずに国の責任において整備を行うこと。

また、デジタル教科書の本格導入および動画や生成AI等を活用した教材の使用機会が増えることを踏まえ、さらなる高速大容量の通信ネットワークの拡充・更新に向けた補助事業等による財政支援を継続・拡充すること。

(2) 学習者用ソフトウェア等への支援

小中学校において、紙とデジタルを取り入れた学習環境を整えるため、全教科でデジタル教科書を正式な教科書として導入していくとともに、2030年以降においても、直接書き込みたり、広げて資料を見比べられる紙の教科書も併用して使用できるよう、紙とデジタルの両方の教科書を児童生徒に提供するための財源を確保すること。高等学校や特別支援学校においても小中学校と同様に、紙の教科書とデジタル教科書の普及・活用が進むよう、導入に係る財政支援を行うこと。

また、各学校における協働的な学びの充実や、子どもたち一人一人が自らの学習進度や興味に合わせて学習できる環境を整えるため、授業支援アプリやデジタルドリル等の学習用ソフトウェアの充実に向けた財政支援を行うこと。

(3) 高等学校DX加速化への支援

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）によるデジタル等成長分野を支える人材育成の取り組みにあたっては、デジタル環境の整備に加え、生徒への教育内容の充実に向けた継続的な取り組みが必要であるため、補助制度を維持するとともに、十分な予算を確保すること。

(4) 家庭学習におけるタブレット端末活用のための通信費支援

家庭学習におけるタブレット端末の活用を促進するため、低所得世帯の児童生徒へのオンライン学習通信費の支援を充実すること。

(5) 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとすることに関して、訪問等による対面指導が適切に行われることを前提としているが、児童生徒および教職員双方の負担軽減を図る観点からも、オンラインによる面談や指導であっても定期的・継続的に行うことで出席を認めるよう、要件を緩和すること。

3 学校施設整備に関する支援の充実

- ① 小中学校の再編や多様化する教育課題等に対応するとともに、防災機能の強化も含め、時代に即した学習環境を整備するため、校舎の新增築や既存施設の改修・解体、廃校施設の跡地活用、バリアフリー化や脱炭素の推進等に対する支援制度を実情に応じた補助単価の引き上げや補助要件の緩和などにより拡充し、物価高騰にも対応した十分な予算を確保すること。また、予算の速やかな執行が可能となるよう、内示等スケジュールを可能な限り前倒しすること。
- ② 高等学校施設についても、長寿命化対策やバリアフリー化対策、空調設備の設置等の対応の増大が見込まれることから、補助制度の創設や地方財政措置の拡充を図ること。特に、老朽化が進むトイレの洋式化や乾式化による改修、校舎の断熱改修などの部分的な改修に適用できる補助制度の創設や地方財政措置の拡充を図ること。
- ③ 災害が頻発する中で、小中高の体育館は、避難場所としてさらなる活用が見込まれていることから、高校の体育館の空調設備や断熱化対策等についても、さらなる補助制度や地方財政措置の拡充を図ること。
- ④ 学校施設の長寿命化対策や防災対策に必要な公共施設等適正管理推進事業債は令和8年度まで、緊急防災・減災事業債は令和7年度までの時限的な措置であるため、事業期間の延長を図ること。

4 職業系専門高校における産業教育の充実

地域の職業系専門高校と産業教育を一層発展させるため、産業界との連携による商品開発や技術講習などを支援するマイスター・ハイスクール事業のような、職業系専門高校の魅力を高める施策を継続・拡充すること。

5 特別支援教育の充実

- ①通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒が増加している中、小中学校において、通級指導教員の基礎定数化が現在進行中であるが、増加する必要数に追いついていない。今後の更なる増加に対応するための財政措置を行うこと。
- ②高校通級に関して、実施校数および希望生徒数が年々増加している。支援を必要とする生徒が十分な指導を受けられるようにするためにも、地域の実情に応じた通級指導教員の配置などの財政措置の拡充を行うこと。
- ③医療的ケア児が安全かつ安心して学校生活を送るためには、学校看護師等の配置が不可欠である。配置に係る財政措置について継続・拡充を図ること。
- ④障がいのある幼児の早期教育を促進するため、特別支援学校幼稚部の教職員定数について、義務標準法に位置付けること。
- ⑤本県では、難聴乳幼児の相談について、国の人的保証のない中でろう学校が担っている。教員の加配およびより専門的な療育と保護者支援を充実するため、言語聴覚士の配置などの財政措置を行うこと。

6 教育相談体制の一層の強化

(1) スクールカウンセラー等の専門家による相談体制の強化

専門的な知識・経験を有したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等に配置しているが、現在の配置時間では週に1日しか勤務することができず、児童生徒が抱える様々な課題への継続的な対応が難しい。複数日の勤務により、きめ細かな相談活動が可能となるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間増のための財政支援の拡充を図ること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの業務効率化のため、オンラインによる相談業務やケース会議等で使用するICT機器の整備への財政支援を行うこと。

(2) 不登校対策としての校内の居場所設置への支援

「校内教育支援センター支援員の配置事業」は不登校の未然防止や登校復帰の効果が非常に大きいと多くの学校から報告を受けている。また、支援員の配置により教員の業務負担軽減にもつながっている。しかし、学校現場からの多くの要望があるにもかかわらず、来年度の国の事業予算は大幅に縮減され、継続的な児童生徒への支援が困難になることが危惧される。児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりのために財政支援を拡充すること。

また、県が実施主体となり、校内の居場所づくりを市町と一体となって推進する場合に、県による補助金の一括申請を可能にするとともに、新規校だけでなく継続校についても財政支援の対象とするなど、制度の見直しを図ること。

(3) SNS等を活用した相談体制の構築

SNS等を活用した相談窓口について、自治体が開設する場合には、予算や人材の関係で時間帯や期間が制限されることから、国の責任において、常時相談可能な相談体制の構築を図ること。

7 外国語指導助手（ALT）等の活用促進に向けた支援

小学校・中学校・高等学校での本物の英語コミュニケーションの充実のため、JETプログラムや民間等によるALT等の雇用および配置に対する財政支援の拡充を図ること。併せて、ALTの住居の確保や生活支援、帰国時の事務手続きをするための人材確保と雇用に係る財政支援を図ること。

8 学校再編に伴うスクールバス補助の拡充

少子化に伴い、学校の統廃合や再編が増加しているため、各学校の校区に合わせたスクールバスの運行が必須となり、さらに乗車児童生徒数が減少し家庭の運行経費負担額が増大するため、5年とされている遠距離通学の補助期間の恒久化や距離要件の緩和等、財政支援の拡充を図ること。

9 日本語指導が必要な児童生徒への支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の増加に伴い、児童生徒の母語を話せる人材の確保、教員の日本語指導力向上のための研修、少数在籍校を含む一層の日本語指導教員の加配、日本語支援員の配置等に向けた財政措置を図ること。

また、児童生徒の多様な母語や日本語のレベルに応じた日本語指導や教科指導のための教材等の開発・配付への支援を図ること。

加えて、児童生徒の居住地において母語を話せる人材の確保が難しい場合に備え、オンライン授業や学習動画等を国の責任において作成・配信する体制を整備すること。

10 夜間中学への支援

夜間中学における財政支援は開設前2年、開設後3年に限られている。様々な事情により義務教育を実質的に受ける機会がなかった方々が安心して学べる環境を確保するため、夜間中学開設や運営に対する財政支援の拡充および補助期間の延長を行うこと。

また、入学意志はあるものの自宅から夜間中学が遠く、通学が困難な生徒等に対して、学びの機会が失われないようオンライン授業を原則とした指導を認めるとともに、卒業資格を得られるように見直すこと。

加えて、多様な生徒の支援を行うため、夜間中学に係る加配教員の充実や日本語指導員等の支援員配置のための財政支援の拡充を行うこと。

11 いじめ重大事態に係る調査委員会設置への財政支援

重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、職能団体や大学、学会等から推薦を受けた調査委員が調査を行うため、多額の調査費用を要する。速やかにいじめ重大事態調査委員会設置を促し、詳細調査を実施することができるよう、調査費用に対する財政支援を行うこと。

【担当部署：教育庁 教育政策課、教職員課、高校教育課、義務教育課】

教員の働き方改革の推進

【文部科学省】

教員は、子どもたちと明るい未来に向かって共に成長する伴走者である。本県では、心身ともにゆとりを持って子どもと向き合えるよう、教職員一人ひとりを大切に、「働きがいと働きやすさを両立する働き方改革」を推進している。その成果として、本県教員の時間外在校等時間は年々減少してきている。

しかしながら、新たな教育課題への対応や地域行事への協力に加え、児童生徒や保護者への個別対応等が複雑化している中、時間外在校等時間の削減だけを求められることには限界がある。教員採用選考試験における志願者数の減少が続いている現状も鑑み、時間外在校等時間の上限月45時間、年360時間を実現するためにも、以下の措置を講じること。

1 教職員定数の改善・充実

①新たな教育課題への対応が求められ、児童生徒・保護者への個別対応等が複雑化する中、時間外在校等時間削減は教職員定数の改善がなくては不可能である。

特に、小学校は中学校・高校と比べて基礎定数の配置基準が低く設定されており、学級担任以外の教員が非常に少なくなっているため、配置基準を見直し、どの小学校においても学級担任以外の教諭が複数配置されるよう、教職員定数の純増を実現すること。

また、中学校の学級編制基準の見直しに当たっては、本県独自の少人数学級編制が推進できるよう、教職員定数の純増を実現すること。

- ②令和8年度に完了する通級指導、日本語指導の基礎定数化を確実に実施するとともに、小学校において教科担任制の対象学年を小学校3年生まで拡充し、チーム担任制を推進するための新たな加配を設けること。また、中学校において生徒指導を充実させるための加配をさらに拡充すること。
- ③栄養教諭等は、児童生徒数の減少による学校の統廃合や共同調理場方式への移行・大規模化が進んでいるため、大規模共同調理場の加配としてではなく、現在の基礎上限（児童生徒数6,001人以上で栄養教諭等3人配置）の上に新たな区分を設け、より多くの栄養教諭等を配置できるようにすること。
- ④養護教諭は、児童生徒の健康管理や保健指導に加えて、不登校児童生徒への対応や感染症対策など多岐にわたる業務を担っており、ひとり職である養護教諭への責任や業務負担が増大している。子供たち一人一人の身体と心の健康を守るためにも、配置基準未滿の小規模学校（1～2学級）への配置や複数配置基準（小学校851人以上、中学校801人以上）の引き下げなど、配置基準を見直し、より多くの学校に養護教諭を配置できるようにすること。

2 教職員業務の負担軽減と児童生徒支援の充実

本県では、文部科学省より示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、学校、地域、保護者の役割分担や業務の適正化を推進しているが、地域との連携を進める中で教職員が行事参加や協力を求められることも多く、学校の業務から切り離すことが難しい活動もあるのが現状である。そこで、教職員の負担を軽減するため、「基本的には学校以外が担うべき業務」の外部委託を進めることができるよう、必要な財政措置を講じるなど積極的に支援すること。

また、学校徴収金の公会計化について、国が先導して全国共通の公会計化システムを構築し、導入費等へ財政支援を行うこと。

教員業務支援員や部活動指導員などは、学校現場において大変有効に活用されているため、引き続き十分な支援を継続すること。

3 教員不足に向けた対応

- ① 近年の大量退職に伴う大量採用により20代から30代の教員が増加し、産休・育休取得者や長期の男性育休取得者が急増している。代替となる臨時的任用教職員の確保が困難となっていたが、このたび本県の要望どおり、正規の教職員が産休育休等取得者を代替する場合も国庫負担の対象となるよう制度が改正された。今後も代替となる臨時的任用職員の不足が見込まれるため、現制度を引き続き維持すること。

また、現制度を地方が導入する場合は、地方の独自財源で正規教職員を年度当初に配置する必要がある。教職員の安定した代替者確保のため、産休育休等の取得が見込まれる教職員の代替として、年度当初から正規教職員を配置する新たな加配制度を設けること。

- ② 多くの人材を確保するためには、教職を目指しやすくすることが必要である。教育学部以外で取得した単位や資格等により教職課程を履修したものと見なすなど、特に音楽・美術・書道といった芸術に関するものや、技術、家庭、農業および商業に関する教員免許取得条件を緩和して、教育学部以外の学部でも卒業時に教員免許を取得できるようにすること。
- ③ 教職大学院を修了した場合に限らず、新規大学卒業者における教員志願者の増加を図るため、教員に採用され一定期間在職した者に対して奨学金返還を免除する制度を創設すること。

4 校務支援システムへの支援

校務DXによる教職員の働き方改革を推進するため、校務支援システムの環境整備にかかる初期費用だけでなく、校務支援システムの運用保守費等の財政支援を行うこと。

5 部活動負担の軽減

(1) 中学校部活動の地域移行（地域展開）にかかる支援

部活動の地域移行(地域展開)については、令和7年度までの改革推進期間から、令和8年度から13年度までの改革実行期間へと新たなフェーズに移行する。

- ① 休日においては、引き続き、子どものニーズに応じた新たな地域クラブの設立や、持続的な指導体制確保などが必要なため、支援を継続すること。
- ② 平日においては、休日以上に指導者の確保、生徒の移動手段の確保等が困難であることから、地域の実情をよく把握した上で、ガイドラインの見直しや支援方策の拡充を検討していくこと。

- ③ 地域移行を進めるに当たっては、受益者負担と公的負担の在り方等を検討する必要があるとされているが、公的負担については、地方公共団体に過重な負担が生じることがないように、国において必要な財政措置を行うこと。
- ④ 経済的に困窮する世帯の生徒への支援については、参加する地域クラブや居住する市区町村間で差が生じないように、新たな支援の枠組みを構築すること。
- ⑤ 国においても、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について幅広い広報や周知活動を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。

(2) 部活動指導にかかる支援

平日の部活動指導員を確保するため、単価を引き上げるとともに、大会引率旅費を支給対象とすること。また、同一学校での同一部活動の任用に係る5年間の任用期限を撤廃すること。

【担当部署： 教育庁 教職員課、義務教育課、保健体育課】

米国による相互関税等に関する対策の実施

【内閣府、経済産業省、農林水産省】

米国は、日本からの輸入品に対し24%の相互関税を適用する旨を発表し、また、裾野の広い産業である自動車等についても、25%の追加関税措置を発動した。その後、中国を除き、相互関税の上乗せ分について一次停止する一方、10%の一律関税については維持するとしている。

このような関税の引き上げは、米国への直接の輸出だけでなく、間接的な輸出、中小受託事業者の受注減少やコスト負担、世界経済やサプライチェーンへの影響など、地域経済全体への影響が懸念される。

こうしたことから、軌道に乗りかけている継続的な賃上げや投資を起点とする地域経済の好循環を停滞させることのないよう、令和7年度補正予算を含め早急に以下の対策を講じること。

1 追加関税および相互関税の見直し

自由貿易体制の維持に向け、米国に対し、自動車等への追加関税および相互関税の見直しを粘り強く求めること。

2 関税措置がもたらす影響等の情報提供

今回の関税措置がもたらす日本経済への影響等についての的確な分析を行い、国民や事業者等に対し迅速かつ丁寧に情報を提供するとともに、こうした分析結果や地域の実情を踏まえた対策を講じること。

3 関税の影響を受ける中小企業等への対応

関税の影響を大きく受ける輸出関連事業者や、経済の変動の影響を受けやすい中小企業等に対して、資金繰り支援、経営改善支援、価格転嫁の円滑化などによる取引適正化、相互関税の影響を受けにくい国や地域への海外販路開拓・拡大支援を行うなど、地方の産業や雇用への影響を最小限にする対策を講じること。

4 農林水産物の国内生産への悪影響防止

米国との交渉においては、食料安全保障の観点も踏まえ、農林水産業等に及ぼす影響を十分に勘案した上、これまでの輸入のルールを堅持し、農林水産物に対する万全な国境措置の確保等、国内生産への悪影響を防ぐ対策を講じること。

【担当部署：産業労働部 経営改革課、商業・市場開拓課、産業技術課 /
農林水産部 流通販売課、福井米戦略課、園芸振興課、県産材活用課、水産課】

中小企業・新産業への支援充実

【厚生労働省、経済産業省】

1 円滑な事業承継への支援の充実

(1) 小規模事業者向け施策の充実

地域において、経営者の高齢化や後継者問題により、特に小規模事業者の廃業が増加しているため、後継者のいない小規模事業者が第三者に株式や事業を売却した場合の譲渡益課税を軽減する措置（退職金と同様の控除）を講じること。

(2) 中小企業経営承継円滑化法の事務の簡素化および財源の措置

国から都道府県へ権限移譲された中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律にかかる事務について、これまでの改正により、都道府県の事務量が増加しているため、電子化等による手続きの簡素化や地方交付税措置の拡充を図ること。

2 技能検定制度における支援の充実

技能検定制度について、若年者に対する減免措置の対象者の縮小や、外国人技能実習生における育成就労制度および特定技能制度への移行に伴い、受験機会の減少が懸念されている。技能検定制度は、労働者の技能の向上とキャリア形成において重要な役割を果たしており、受験者数の減少は、技能検定全体の質の低下や提供サービスの縮小を招く恐れが強い。

このため、縮小された若年者に対する減免措置の対象を令和4年度以前の縮小前と同様に回復するとともに、技能向上対策費補助金の十分な予算確保を行うなど、技能振興や継承に対する施策の充実を図ること。

3 障がい者の雇用促進に向けた支援の強化

(1) 事業主に対する各種助成金制度の拡充

事業主における障がい者雇用への取組みを促進するため、特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間を拡大するなど、特に、障がい者を多数雇用する中小企業の事業者に対する各種助成金を拡充すること。また、障害者雇用納付金制度における報奨金の支給を受けるために必要な障がい者数の引き下げなど、一層の充実を図ること。

(2) 特例子会社設立に向けた支援の強化

中小企業による特例子会社や事業協同組合の設立を促進するため、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けるために必要となる障がい者の雇用数を10人以上から、特例子会社認定要件の5人以上まで引き下げるなど、各種助成金の要件を緩和すること。

4 伝統的工芸品の世界に向けた発信

伝統的工芸品の生産額が減少する中、新たな需要を獲得していくためには海外展示会への出展や海外需要に合った商品開発等の海外展開が重要である。

しかし、小規模零細事業者が多い伝統工芸事業者にとって海外展開はハードルが高い。地方自治体が主体となり各産地が連携して取り組むことができれば、需要開拓だけでなく伝統工芸産地へのインバウンド推進も期待できることから、国の伝統的工芸品産業支援補助金について地方自治体も活用できるよう制度を拡充すること。

5 商店街への支援強化

地域の商店街は、地域住民の消費活動の場だけでなく、高齢者や子育て家族への支援、防犯・防災、環境保全等の地域コミュニティの中心としての役割も担っているが、人口減少や消費者ニーズの変化、経営者の高齢化に伴う事業承継問題等により空き店舗が増加するなど、商店街組織自体の弱体化が進んでいる。

このような中、今後も地域から必要とされ、地域コミュニティの中心として持続していくために、商店街の継続的な活性化につながる取組みや、アーケード・街灯・融雪装置など商店街設備の維持管理等を支援する施策を講じること。

6 エネルギー価格高騰の影響を受ける企業等の負担軽減

電気・ガス等の料金が依然として高止まりしている中において、地域の経済活動への影響を最小限に抑えるよう、引き続きエネルギー価格の動向等に応じた負担抑制策を講じるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて中小企業者等を支援できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を拡充するなど、財政措置を行うこと。

【担当部署：産業労働部 経営改革課、商業・市場開拓課、労働政策課】

農林水産業の成長産業化

【総務省、農林水産省】

1 食料自給率向上のための生産基盤の強化等に係る予算確保

食料安全保障には、食料自給率を上げることが重要であることから、地産地消についての国民意識を醸成するとともに、麦類・大豆、園芸や畜産の生産基盤の強化に関連する施策の充実と十分な予算を確保すること。

2 食料の合理的な価格形成システムの実現

燃油・肥料・飼料などの資材費や人件費が上昇・高止まりしているなか、持続可能な農業経営を実現するためには、米をはじめとした食料の合理的な価格形成が不可欠である。令和7年度中の構築に向けて検討が進められている食料の合理的な価格形成の制度化については、農業者が安心して食料生産を続けることができるよう、実効性のある仕組みを構築すること。

3 新たな水田政策における予算確保

現在、抜本的な見直しが進められている水田政策について、水田、畑に関わらず支援対象とする方向で検討されているが、これまで水田をフル活用して進めてきた麦大豆等畑作物の取組みが後退しないよう十分な予算確保を行うこと。また、生産現場に混乱が生じないよう早期の情報提供を行うこと。

生産性向上に対する支援へ転換するとされているが、これまで本県では担い手への農地集積やスマート農業、環境保全型農業などに注力してきたところであり、これらの取組みを後押しするような制度にすること。

4 競争力のある園芸産地拡大への支援

本県では、販売額1億円規模の園芸タウンや大規模園芸施設の整備を進めているため、必要となる低コスト耐候性ハウスや大規模園芸施設等の整備にかかる取組みに対し、十分な予算を確保すること。

さらに、観光農園など、多様な農家の取組みに対して事業が積極的に活用できるよう、制度を拡充すること。

5 燃油・配合飼料等価格高騰の長期化に伴う経営安定対策

燃油および配合飼料等価格高騰の長期化に備え、施設園芸セーフティネット構築事業、漁業経営セーフティネット構築事業、配合飼料価格安定制度において、今後も補てん金の交付が確実に行われるよう、十分な予算を確保するとともに、実情に応じて制度の見直しを図ること。

また、施設園芸や、特に人工光型の植物工場では、ヒートポンプや補光装置の利用など電気の使用が不可欠であることから、電気代の高騰に係る補てん金の制度を構築すること。

6 有機農業の消費拡大と生産支援

有機農業の推進には、環境への負荷低減など有機農業の果たす役割に対する消費者の理解醸成、除草作業の増加や病害虫による減収などのコストに見合う価格での取引が課題となるため、消費者理解の促進や消費喚起を進めるとともに、生産者の所得確保や省力化につながる研究開発や機械・施設等の導入支援を図ること。

7 農業の人材育成支援制度の拡充

経営発展支援事業における機械・施設導入補助について、予算額を増額すること。さらに、事業費上限額を実情に合わせて増額し、事業対象者を就農3年目までに拡大すること。

また、今後も継続的に新規就農者に対して農業教育が必要なことから、農業教育高度化事業について、予算額を増額するとともに、都府県上限額の見直しを行うこと。

8 農業者のセーフティネット対策の見直し

台風や大雨などの大規模災害の備えとして、園芸施設共済の重要性が増している中で、資材価格や人件費の高騰により、ハウスの建築価額も値上がりしていることから、被災した農業者が十分な補償を受けられるよう、共済金の算定に用いる園芸施設の標準価額について見直しを行うこと。

また、各種農業保険（収入保険、農業共済）やナラシ対策等の補償・補てんの考え方が統一されていないため、農業者間で不公平感が出ていることから、類似制度の集約も含めた見直しの方向性を速やかに示すこと。

9 農業委員会等に対する支援の拡充

農業委員会等が農地利用の最適化活動などを進める上で、国の各種財政措置は不可欠であり、各希望額に見合った支援が可能となるよう、十分な予算を確保すること。特に農地利用最適化交付金については、対象活動や経費の範囲がより明瞭になるよう、他制度とのすみ分けの明確化や、経費等の具体化に向けた運用改善を図ること。

また、令和7年度から農地集積に係る賃貸借は農地バンク（中間管理機構）を通じた農用地利用集積等促進計画に一本化されたが、同バンクや農業委員会の負担減につながるよう、契約更新に関して、DXの活用や必要書類の省略等による事務の簡素化や支援策の拡充を図ること。

10 鳥獣害対策に係る予算の確保と捕獲経費の補助単価引き上げ

シカ・イノシシ等による農作物被害低減のためには侵入防止柵の維持補修が重要であるため、修繕に要する資材費等の地元負担を軽減するための支援制度を新設するとともに、地域の要望に対して十分な交付金の配分となるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算を確保すること。

また、誘引餌やくくりわな等の資材価格の上昇や、燃料費高騰による焼却施設等での処分費などの増加に伴い、有害鳥獣の捕獲に必要な経費負担が大きくなっているため、鳥獣被害防止総合対策交付金における捕獲経費補助金の上限単価を引き上げること。

11 農村型地域運営組織（農村RMO）形成の十分な予算確保

中山間地域の保全のため、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成推進は重要であり、中山間地域等の重要な施策として継続するとともに、十分な予算を確保すること。

12 農業農村整備事業予算の十分な確保

意欲ある担い手の経営規模拡大や高収益作物の導入に必要なとなる、農地の区画拡大や暗渠排水等の整備を行う農業競争力強化基盤整備事業費等の十分な予算を確保すること。

また、農業用水利施設の機能強化・長寿命化、農村の防災・減災対策、ならびに地域共同による農地・水路等の保全管理、電気料金や資材・人件費の高騰による影響が生じている土地改良区に対する支援についても、十分な予算を継続的に確保すること。

13 農林水産物に関する海外販路開拓への支援

輸出支援プラットフォームなどを通じたマーケットニーズや現地企業などの情報の提供や、国内農林水産物・食品について海外市場における需要拡大に向けたPR活動などを強化すること。

14 「農業振興地域の整備に関する法律」改正による農用地面積目標の柔軟な運用

令和7年4月施行の「農業振興地域の整備に関する法律」改正に伴い、都道府県が確保すべき農用地の面積目標の達成に向けた国の関与が強化されたところであるが、農地を含めた土地利用は、地方自治体が自らの意志と責任において主体的に判断すべきものである。

このため、次期面積目標の設定に当たっては、地方自治体の意見を十分に聴取した上で地域の実態が反映される仕組みにするとともに、農用地区域からの農用地の除外（農振除外）について、地方自治体が主体的に農業振興と地域振興のバランスを図る柔軟な対応が可能となる制度の設計・運用を行うこと。

15 県産材の安定供給および需要拡大に係る予算確保

森林の適正な管理を行い、県産材の安定的かつ持続的な供給体制の確保および需要拡大を図るため、再造林・保育および間伐等の計画的な森林整備、林業事業体の経営基盤の強化を図る高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備など川上から川下までの総合的な取組みに係る予算を十分に確保すること。

また、高性能林業機械は、生産性の向上だけでなく、作業の安全性確保にも寄与することから、機械の追加導入に際しては、生産性向上と生産量拡大を重視した現行の支援要件を緩和すること。

16 林業の人材確保に向けた支援

新たな林業の担い手を確保するため、首都圏等において、林業の魅力や各地域の林業の特色などを広く発信する機会の継続など、林業の人材確保に向けた支援を行うこと。

17 自伐林家の育成支援等に係る予算確保・制度創設

自伐林家の確保・育成は山村地域の活性化にもつながることから、「林業・木材産業循環成長対策交付金」等において、大型の高性能林業機械だけでなく、自伐林家が森林整備の際に使用する小型バックホウや林内作業車などの小型機械についても補助対象とすること。

また、自伐林家に対しても、「緑の雇用」担い手確保支援事業および緑の青年就業準備給付金事業と同等の経済的支援を行う補助制度を創設すること。

18 林業のDX推進に向けた支援

所有と経営を分離し、主伐の推進による収益向上を図る「ふくい型林業経営モデル」の実現に必要な森林資源量や地形を正確に把握するため、航空レーザ計測成果に基づく森林情報の解析を早期に実施する必要があることから、「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策」について、路網整備の整備費を上限額とした要件を見直すとともに、解析に必要な予算を十分に確保すること。

19 漁業収入安定対策における予算の確保

漁業者が国の方針に沿って着実に資源管理を進めている中、地球温暖化に伴う沿岸海域の水温上昇等の影響を受け、漁獲される魚種や来遊量の変動が大きく、漁業者の収入は減少している。漁業者の十分な理解のもと、効果の高い資源管理を実行していくため、引き続き「積立ぷらす」の予算を十分に確保すること。

20 本県漁業者の操業に係る安全確保

北朝鮮によるミサイルの発射を抑止するとともに、大和堆を含む我が国の排他的経済水域において、違法操業を行う外国漁船や投棄漁具を排除し、本県の漁業者が安心して操業できるよう万全を期すこと。

【担当部署：農林水産部 流通販売課、福井米戦略課、園芸振興課、中山間農業・畜産課、農村振興課、農地保全整備課、水産課、県産材活用課】

外国人が活躍できる環境の整備

【法務省、文部科学省、厚生労働省】

本県では、令和3年3月に福井県多文化共生推進プランを策定し、現在、在住外国人は1万9千人を超えている。

本県の外国人住民が安心して安全に暮らせ、地域と共生しながら、今後さらに活躍できる環境を整えるため、以下の支援を行うこと。

1 外国人住民に対する生活支援の充実

外国人受入環境整備交付金による支援を継続するとともに、十分な予算を確保すること。また、外国人住民の安全・安心な生活を確保するため、公的機関等における通訳や多言語ホームページ、案内板などによる情報提供体制の整備、人材の育成に対する財政措置の拡充を図ること。特に、災害や急病などの緊急時に必要な支援を行うため、災害・医療通訳の人材育成に対する財政措置や専門家派遣などの人的支援を行うこと。

2 外国人住民に対する日本語学習等の機会の充実

外国人住民が日本語を学ぶことができる公的な仕組みを国が責任を持って構築すること。その際には、オンライン学習の観点も取り入れること。

また、自治体による日本語学習の体制強化を図るため、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業は、必須項目をなくすなど、応募要件を緩和するとともに、補助率の引き上げやコーディネーターの派遣など、支援の充実を図ること。

3 外国人材の受入れ・定着と活躍促進に向けた支援の強化

(1) 地方における外国人材活躍促進に向けた新たな仕組みづくり

生産年齢人口の減少などにより、地域産業を支える担い手不足が深刻化していることから、育成就労制度の創設に当たっては、外国人材の人権に配慮しつつ、転籍等により都市圏に外国人材が集中することがないように、地域産業の実情に応じた一定の在籍期間を確保するなど、外国人材が確実に地域の企業で活躍できる仕組みづくりを行うこと。

また、地域で働く外国人材の受入れ・定着に関する環境整備等施策に対する財政支援の充実を図ること。

(2) 受入れ対象分野の追加および運用の見直し

育成就労制度の受入れ対象分野の設定については、現行制度において技能実習が行われている職種をすべて対象とするとともに、それぞれの地域の実情に応じ、柔軟に対象分野を拡大すること。

さらに、外国人材が在留資格を得られるまで時間を要することから、申請書類の簡素化や審査期間の短縮など、運用の見直しを行うこと。

(3) 育成就労制度および特定技能制度における試験の整備

送り出し国で行う日本語学習・試験について、国の責任において当該国と連携し、十分な学習・受験機会を確保するとともに、受入機関と外国人材に新たな費用負担が発生しないようにすること。

また、特定技能評価試験について、送り出し国等における受験者数や特定産業分野ごとの人材需要等を踏まえ、国の責任において十分な受験機会を確保すること。

(4) 受入機関に対する支援制度の創設

人材不足が深刻な中小・小規模事業者が、円滑かつ適正に特定技能外国人を受入れることができるよう、事業者の負担を軽減する支援制度を創設すること。

(5) 受入れ・定着に係る相談体制の整備

年々増加する特定技能外国人や技能実習生等が適正かつ適切な環境で就業等ができるよう、受入機関等の監督・指導権を持つ国において、都道府県ごとに相談や専門家派遣の実施等をワンストップで行う機関を創設すること。

(6) 外国介護人材が活躍できる環境の整備

介護・障がい福祉分野において介護人材が不足する中で、今後も外国人の介護人材の力は欠かせないものとなっている。育成就労制度の創設に当たっては、都市圏に外国人材が集中することがないように、一定の在籍期間を確保すること。

また、在留資格「介護」を得て長期にわたり介護職に従事できるように、介護福祉士国家試験について、平易な日本語を用いて出題することに加え、在留期間中に合格できなかった場合、再受験するために滞在期間を延長するなど、外国人が受験しやすい配慮を行うこと。

【担当部署：健康福祉部 長寿福祉課、障がい福祉課 / 交流文化部 インバウンド交流課
産業労働部 労働政策課】

北陸新幹線開業効果の最大化

【内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省】

北陸新幹線の福井・敦賀開業とその後の大阪までの全線開業は、本県にとって100年に1度のチャンスである。新幹線開業後、さらなる磨き上げのため、観光地のさらなるスケールアップや新幹線玄関口の整備など、魅力的なまちづくりに必要な対策を講じるとともに、交流人口の拡大および観光振興による地域経済の活性化のために必要な支援策を講じること。

1 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

(1) 観光地の高付加価値化への支援

観光需要の拡大に向け、宿泊施設の高付加価値化や廃屋の撤去など、観光地が地域一体となって魅力向上を図り、国内外に評価される観光地づくりを推進するため、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業を継続するなど必要な予算措置を行うこと。

(2) 国が主体となったインバウンド需要の地方波及の推進

三大都市圏に偏在するインバウンド需要を地方に波及させ、都市部のオーバーツーリズムの解消と地方における観光投資を強力に推進するため、地域ならではの食や伝統工芸等を活かした体験施設や宿泊施設の整備に対する財政支援など地方のインバウンド受入環境整備を促進するとともに、国が自ら、地方の特色を海外に発信する誘客プロモーションを積極的に展開すること。

(3) インバウンドに関するデータの充実

地方における効果的なインバウンド施策の立案、実施を推進するため、人流や滞在時間など訪日旅行者の動向をより正確に把握できるよう、国において最新のビッグデータを取得し、地方に提供する体制を整備すること。

(4) サイクルツーリズム推進への支援

景観に恵まれた若狭湾岸沿いのルートをサイクリングルートとして整備するため、特に、一般国道27号の小浜市^{せいはいま}勢浜地区において、ナショナルサイクルルートの指定要件の評価基準に合致する自転車通行空間の整備を早期に完了すること。

2 まちづくりへの支援

(1) 県都の市街地再開発事業への支援

福井駅前南通り地区の市街地再開発事業については、県都の玄関口における都市機能強化やにぎわい創出のための重要な事業であり、早期の完成が図られるよう必要な予算措置を行うこと。

(2) 各市町の都市再生整備計画関連事業への支援

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進するため、各市町が実施する都市再生整備計画に基づく事業に対して、必要な予算措置を行うこと。

(3) 福井城址公園の整備に対する支援

県都の新たなシンボルとなる、福井城址の^{ひつじさるやぐら} 坤 櫓 や本丸西側土塀の復元的整備、屋外エレベータ棟や散策通路等の整備については、歴史拠点としての魅力向上や駅周辺における都市環境の形成、広域観光の活性化、県都のにぎわい創出のための重要な事業であり、整備が着実に推進するよう、広域連携事業および都市公園事業において、必要な予算措置を行うこと。

3 国際的なアートイベントへの支援

歴史的な町並みが残る若狭熊川宿を核として、障がい者や子ども、海外作家を含めた多様な主体が、地域住民との交流等を通して創作活動・発表を行うアートイベントを開催している。文化芸術を活用し、福祉や国際交流、地域振興など多岐にわたる地域課題解決型の国内モデルとして、また、国内有数の文化芸術拠点として、このアートイベントを発展させ、国内外からの誘客拡大を図るため、十分な予算を確保するとともに、複数年にわたるハード・ソフト両面からの幅広い支援を行うこと。

【担当部署：未来創造部 交通まちづくり課、嶺南振興局 / 交流文化部 観光政策課、インバウンド交流課、文化課 / 土木部 道路保全課、都市計画課】

スポーツを通じた地方の活力創出

【内閣府、文部科学省】

本県では、県民の誰もがスポーツに親しめる環境づくりとともに、スポーツコミッションにより大規模大会・イベントの誘致、スポーツツーリズムを推進し、スポーツをまちづくりや交流人口拡大につなげる取組みを進めることとしている。

このため、スポーツを通じた地方の活力創出のため、以下の支援を行うこと。

1 地方のにぎわい創出を目的としたスポーツ施設の整備への支援

地方におけるスポーツ施設の整備に対して、民間資金の導入促進のための支援の充実を図ること。特に、本県において民設民営で計画されている福井アリーナは、県都のにぎわい創出のため、経済界を中心に県、市が協力して進めているものであり、地方創生の全国のモデルケースになることから、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）をはじめとする財政面の支援充実を行うこと。

2 陸上競技場の認証取得への支援

地方でも有力選手が集う大規模大会やイベントの開催を可能とするため、陸上競技場の国際・国内認証の取得について、施設を所有する自治体の過度な経費負担にならないよう、財政面を含めた支援を行うなど、スポーツ施設の改修・整備について、現在より手厚い財政措置を講ずること。

3 全国規模のスポーツイベントの持続的な開催

国内外から地方に人を呼び込むため、地域スポーツコミッションによる全国大会や世界大会等のスポーツイベント誘致・開催、および合宿等のスポーツツーリズムの推進に向けたハード・ソフト両面の支援を拡充すること。

また、地方におけるスポーツイベントやスポーツ活動の振興のため、スポーツ振興くじ助成金の助成対象を法人格の無いスポーツ団体にも広げるなど、支援の充実を図ること。

4 地域スポーツチームへの支援

人口や企業の少ない地方においても、プロスポーツをはじめとする地域スポーツチームが安定的に運営できるよう、試合・練習環境整備やチームが自立できる収入を得るための広報活動経費などへのハード・ソフト両面の支援を行うこと。

5 地域スポーツクラブの活動への支援

総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団をはじめとする地域スポーツクラブが、今後進められる中学校の部活動の地域展開の受け皿としての体制の充実が図られるよう、地域スポーツ施設整備助成制度の対象に民間施設を加えるなど、地域スポーツクラブに対するハード・ソフト両面の支援を行うこと。

6 国民スポーツ大会への支援

これまでの国民体育大会は、全国各地での競技施設の整備や競技力の向上に貢献し、地域のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきた。引き続き、国民スポーツ大会がアスリートの活躍や育成に資する場であり、「全国的なスポーツの祭典」として、スポーツ文化の醸成や地域振興に貢献する持続可能な大会となるよう、選手発掘や育成、継続的な強化サイクルの構築に向けたハード・ソフト両面の継続的な支援を行うこと。

【担当部署： 交流文化部 スポーツ課】

福井の歴史、伝統文化の発信・応援

【文部科学省】

本県には、我が国を代表する文化財や歴史遺産、伝統産業が集積している。地域固有の伝統・文化や歴史、風土に光をあて、国の「宝」としてその魅力を磨きあげ、観光誘客や交流拡大につなげていくため、以下の措置を講じること。

1 文化遺産や生活文化の国内外への発信

(1) ユネスコ世界遺産の登録促進

一乗谷朝倉氏遺跡は、日本中世（1180年～1542年）の歴史を語るうえで、重要な歴史の転換期を象徴することのできる都市の形式を今に残している。応仁の乱後、地方勢力が大きく発展したことに伴い、全国各地の守護大名の城下町が形成された中、一乗谷朝倉氏遺跡は典型となる城下町といえる。

我が国の世界遺産において、中世後期からの戦国期における地方都市の発展を世界に示す遺産がまだ登録されておらず、その全貌が明らかとなっている唯一の都市遺跡である一乗谷朝倉氏遺跡を世界遺産暫定一覧表に追加すること。

(2) ユネスコ無形文化遺産の登録促進

- ①ユネスコ無形文化遺産である「和紙：日本の手漉和紙技術」に拡張提案された越前和紙（国の重要無形文化財）について、確実に追加登録すること。
- ②ユネスコの未審査案件である諸鈍芝居（^{しよどんしばや}鹿児島県）を他の無形民俗文化財とともに渡来芸・舞台芸にグルーピングしてユネスコに提案するに当たっては、「糸崎の^{ほとけまい}仏舞」（国の重要無形民俗文化財）を含めることとし、早期に提案すること。

- ③「水海^{みずうみ}の田楽・能舞」、「睦月神事」（いずれも国の重要無形民俗文化財）を既に無形文化遺産に登録されている同種の文化財とあわせて「日本の田楽」として登録を目指すこと。
- ④日本固有の「温泉文化」について、これを保護・継承するための支援に取り組み、早期のユネスコ無形文化遺産登録を目指すこと。

（3）ユネスコ「世界の記憶」の登録

福井県敦賀市は、第二次世界大戦当時、外交官杉原千畝氏（在リトアニア領事代理）や建川美次氏（在ソ連大使^{たてかわよしつぐ}）らが発給した「命のビザ」を手にしたユダヤ人難民が上陸し、彼らを温かく迎え入れたゆかりの地である。関係者が一丸となって千畝氏等の記録をユネスコ「世界の記憶」に申請する際は、敦賀市が保有する資料を他の関係記録物と合わせて申請すること。

（4）国指定文化財への早期指定と修理・保存整備の推進

現在、保存活動を進めている重要文化財の大瀧神社や大安寺、西福寺をはじめとして、建造物や史跡など本県には優れた歴史的な文化財が多数存在する。これら文化財を魅力ある資源として活用するため、国宝や重要文化財などに早期に指定するとともに、大規模な修理が必要な文化財が出てきていることなどから、文化財の修理・保存整備に対し、十分な予算額を確保すること。

(5) 史跡整備に対する支援の拡充

近年、史跡整備事業に関わる国庫補助において、要望額との大幅な乖離が見られるため、保存活用事業や整備事業の執行が滞ることがないように、十分な予算措置を講じること。

また、復元建物の改修については、令和5年2月の国庫補助要項の改定により補助対象外となっている。史実に基づく復元建物は、史跡を含めた地域の歴史教育や国内外を対象とする文化観光に寄与するものであることから、維持管理に必要な改修については、国庫補助の対象に組込むこと。

また、指定文化財管理事業において、積算単価が近年の物価情勢と乖離していることから、適切な単価に見直しを図ること。

2 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の再整備支援

(1) 発掘調査・整備支援

特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡は、さらに発掘調査・整備を進めることにより、我が国中世都市の新事実解明など、その研究成果を活用して、文化観光やインバウンド推進に結び付けることができる貴重な文化観光資源である。

このように、学術的な新発見を見込むことができ、発信によって多くの観光誘客につながる文化財の発掘調査・整備については、既存の補助制度とは別枠で国が公募・選定し、より手厚く支援する新たな制度を設けること。

(2) 公有地化に対する支援

一乗谷朝倉氏遺跡の下城戸^{しもきど}周辺や山城跡^{やまじろ}には、大規模な遺構が良い状態で残っており、朝倉氏の遺跡の全容解明のみならず、遺跡観光の重要な資源の一つである。

遺跡の確実な保存と良好な遺跡環境の形成を図るため、福井市と協力して下城戸周辺の特別史跡への追加指定および公有地化を目指している。併せて山城跡についても、全山買収を目指して、福井市とともに地元との協議を進めているところである。

今後、公有地化を進めるにあたって、国の補助（史跡等購入費国庫補助金）により支援するとともに、複数年度にまたがる買上げ等にも対応できるように制度の拡充を行うこと。

(3) 再整備支援

福井県では、経年劣化が進む遺跡の保存技術の確立を目指し、令和2年度から奈良文化財研究所と連携研究を進めている。

屋外の文化財を保護した状態で鑑賞できる手法を確立するなど、その成果は全国の史跡・名勝等の保存対策の基準となり得るものであり、国際学会でも発表するなど、遺構保存整備技術の進展に貢献している。この研究に基づき実施する再整備に対し、新たな支援制度を設けること。

【担当部署：交流文化部 文化課 / 教育庁 生涯学習・文化財課】

幹線道路ネットワークの整備推進

【総務省、国土交通省】

本県の幹線道路ネットワークは、東日本と西日本をつなぐ広域的な交通基盤として、中京圏・関西圏の産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

1 幹線道路の整備推進

(1) 国道27号青葉改良の整備促進

国道27号は北陸圏と関西圏を結ぶ日本海側唯一の幹線国道であり、敦賀港および舞鶴港へのアクセス道路としての役割をはじめ、物流の面から重要な路線であるとともに、原子力災害時の避難ルートとして位置付けていることから、福井県・京都府境の青葉改良について、早期に工事着工すること。

(2) 国道161号^{あらし}愛発除雪拡幅の整備促進

国道161号は北陸圏と関西圏を結ぶ幹線国道であり、敦賀港へのアクセス道路としての役割をはじめ、物流の面から重要な路線であるとともに、原子力災害時の避難ルートとして位置付けていることから、^{あらし}愛発除雪拡幅について、早期に完成すること。

(3) 国道365号^{あらし}栃ノ木峠道路の整備促進

令和4年8月の大雨や令和7年2月の大雪時など、近接する北陸自動車道と国道8号の同時通行止めが頻繁に発生することから、北陸と関西・中京を結ぶりダンダンシー確保のため、今年度新規事業化された国道365号^{あらし}栃ノ木峠道路について早期に工事着手すること。

(4) 国道8号の渋滞対策の促進

国道8号は、北陸圏と関西圏・中京圏を結ぶ日本海側の国土軸として物流において重要な役割を果たす路線であり、平常時・災害時を問わず円滑な交通を確保するため、特に福井市周辺の主要渋滞箇所の対策などサービス水準向上に引き続き取り組むこと。

(5) (都) 福井縦貫線の整備推進

(都) 福井縦貫線は、県都福井市を南北に縦貫し、都市の骨格軸となる主要幹線道路であり、沿線には、交通拠点や防災拠点があることから緊急輸送道路に指定されている。さらには、嶺北地域の物流を担う県内唯一の貨物駅があり、防災・物流の面においても重要な道路であるため、整備が着実に推進するよう、必要な予算を確保すること。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課、都市計画課】

誰もが安心して暮らせる医療と福祉

【内閣府、厚生労働省】

1 新たな感染症発生に備えた対策の実施

(1) 医療提供体制のための施設・設備等整備

今後の新興感染症を見据えた医療提供体制の構築に向け、平時から医療機関・都道府県等における施設・設備整備や个人防护具等の備蓄を計画的に行うことができるよう、必要な財政的支援を継続すること。

(2) 専門的な人材の養成

感染症を専門とする医師・看護師等の人材の育成や資質の向上のため、国の機関における研修の実施など専門的な人材の養成を継続すること。また、職員を研修に派遣する医療機関等に対する財政的支援を行うこと。

(3) 国民への情報発信・普及啓発

新興感染症の発生時には、国において病原体の特徴や検査・診断方法の研究を行い、医療機関に対し研究結果による知見を速やかに情報提供するとともに、国民に対し感染対策や療養指導に関する情報発信を積極的に行うこと。

2 新型コロナワクチン接種の負担軽減

新型コロナワクチンの接種については、希望する高齢者等が引き続き安心して接種できるよう国費による財政的支援を継続すること。

3 実効性のある医師確保策の実施

高齢化社会の進展による医療需要の増加や時間外労働上限規制などにより、地域の医療体制を維持するには、さらなる医師確保が必要であるため、医学部臨時定員の見直しにあたっては、地域や診療科の偏在、時間外労働上限規制による地域医療への影響等の実態を把握のうえ、慎重に議論し、医師の偏在解消が進むまでは臨時定員を維持するとともに地域枠を確保すること。

4 医療従事者に関するさらなる処遇改善

高齢化の進展に伴い認知症、リハビリ、合併症への対応など医療需要が多様化する中、患者の状態に応じた適切な医療を提供するには、医師だけでなく多職種連携が必要となっている。

令和6年度の診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料のみでは、十分な処遇改善ができないとの声があることから、看護職員、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師など様々な医療人材を確保するため、さらなる財政措置を行うこと。

5 看護師等医療従事者養成所における安定した運営の確保

3年課程の看護師養成所については、卒業生の県内就業率が高く地域に人材を輩出する重要な学校であるが、地域医療介護総合確保基金による運営費補助の国標準単価が物価変動やカリキュラムの変更に応じて引き上げられていないことから、十分な財政措置を行うこと。

また、看護師養成所において看護師基礎教育の4年制化が導入された場合は、看護系大学への進学が加速し、地域における看護師確保への支障が懸念されることから、3年課程のメリットも踏まえた上で慎重に検討すること。

併せて、歯科衛生士、理学療法士など各種医療従事者の養成所については、地域医療介護総合確保基金による運営費補助がないことから、十分な財政支援を行うこと。

6 物価高騰や人件費上昇による医療機関の経営悪化に対する速やかな支援

(1) さらなる診療報酬改定等による医療機関支援

医療機関は、診療報酬が公定価格であり、患者が支払う医療費に物価高騰や人件費上昇に伴う負担を転嫁することができないため、経営の負担となっている。

令和6年度診療報酬改定ではベースアップ評価料の新設、令和7年度改定では入院時食事療養費の引上げが行われたものの、物価高騰や人件費上昇は続いていることから、さらなる診療報酬の改定や補助金・交付金による支援など必要な財政措置を講じること。

(2) 診療報酬改定に伴う高度急性期病院への支援

特定集中治療室管理料の施設基準の見直しにより、配置が必要な専任の医師が宿日直を行う場合の管理料が低く定められたが、医師数の少ない地方の病院では、交代制勤務等の宿日直を行わないための人員確保が困難であり減収の恐れがあることから、救命救急など地域における高度急性期医療体制の維持のため、当該管理料の施設基準の見直しもしくは人件費相当分の補助など十分な財政措置を行うこと。

(3) 周産期母子医療センターへの支援

母体・胎児集中治療室および新生児特定集中治療室管理料の施設基準の見直しにより、配置が必要な専任の医師は宿日直を行う医師ではないこととされたが、医師数の少ない地方の病院では、基準を満たすための人員確保が困難であり、減収の恐れがあることから、総合周産期母子医療センターおよび地域周産期母子医療センターの運営の維持のため、当該管理料の施設基準の見直しや人件費相当分の補助などを行うこと。また、県が行う支援への特別交付税措置について、今般の物価高騰を踏まえた単価の引き上げや、国立大学の医学部附属病院を対象に追加するなど十分な財政措置を行うこと。

特に、総合周産期母子医療センターは、合併症妊婦や胎児・新生児異常への対応など最も高度な周産期医療を担う拠点であるため、国が定める手厚い人員体制に応じて医療提供体制推進事業費補助金の補助基準額を見直すなど、同センターへの財政措置を拡充すること。

7 医療における DX の推進

電子カルテシステム導入は、これまで各医療機関の利便性向上や利益に資するものになるという理由から、地域医療介護総合確保基金の対象外であるが、国は、電子カルテシステム導入や電子カルテ情報の標準化を推進しており、医療機関でのシステム導入を加速するため、新たな補助制度の創設など財政支援を行うこと。

8 陽子線がん治療の促進

- ① 令和6年度の診療報酬改定で、切除不能な早期の肺がんに対する陽子線治療について公的医療保険の適用が拡大されたが、がん患者の経済的負担を軽減し、陽子線治療を望む多くの人が治療を受けられるよう、引き続き、各種がんに対する陽子線治療の公的医療保険適用の拡大を図ること。
- ② 保険適用にあたり、診療報酬額が先進医療で実施していた際の治療費より低く設定されているため、診療報酬額を適正な水準に引き上げること。

9 国民健康保険における支援の拡充

(1) 子どもにかかる均等割軽減措置の見直し

国民健康保険制度における均等割保険料（税）では、子どもの数が多いほど世帯の保険料負担が増加するため、令和4年度から子どもにかかる均等割保険料の軽減措置が導入されたが、対象が未就学児に限定され、その軽減額も5割である。子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲および軽減割合を拡充するとともに、軽減に要する経費はすべて国費で対応すること。

(2) 国の定率国庫負担等の引き上げ

医療費が近年の高度化等により増加を続け、今後も増加すると見込まれる一方、被用者保険の適用拡大などにより国民健康保険の被保険者数は年々減少を続けており、被保険者一人当たりに係る保険料負担は増加している。

被保険者の保険料負担が増加すると収納率の低下を招き、国民健康保険財政の基盤が不安定となることから、財政基盤の確立を図るため、国の定率国庫負担の引き上げなど国による財政支援の拡充を図ること。

(3) 高額医療費負担金の対象レセプト金額の据え置き

国において、高額医療負担金の対象となるレセプト金額が引き上げられ負担金の対象が縮小された。これにより保険料引上げが必要となったが、保険料上昇に対して国が実施するとしている支援措置を確実に実施し続けるとともに、これ以上の対象レセプト金額の引上げは行わないこと。

また、高額療養費制度の見直しについては、長期間の治療が必要な患者等が受診をあきらめるなど必要な医療を受けられない事態を招くことがないよう、患者をはじめとする当事者等の意見を十分に踏まえた検討を行うこと。

10 後発医薬品の安定供給への実施について

近年、全国の医療機関や薬局において、供給の問題により後発医薬品が不足する事態が発生している。

一方で、国は第4次医療費適正化計画の策定に当たり都道府県に示した「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」において、「後発医薬品の数量シェアを全都道府県で80%以上とする」との目標を前回計画に引き続き設定し、さらに令和6年度には「後発医薬品の金額シェアを65%以上とする」という副次目標を新たに設定したところである。

この目標を達成するためには後発医薬品が医療機関や薬局に安定的に供給されることが不可欠であり、国において後発医薬品が安定的に供給される体制づくりについて積極的に進めること。

11 訪問系サービスへの支援について

介護報酬改定で基本報酬の引き下げが行われた訪問介護や、採算性が課題となり事業所が減少している訪問入浴介護について、介護事業経営実態調査の全国結果のみで判断することなく、地方の調査結果に基づき、サービス実態を十分踏まえ、介護報酬の改善や適切な措置を講じること。

12 介護従事者の処遇改善や介護事業所における物価高騰対策

施設と介護従事者の充実による質の高いサービス提供のため、従事者全体の処遇改善に確実に繋がることを担保できる持続可能な介護報酬制度の構築を行うとともに、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等、処遇改善加算制度の対象外となっている職員についても、業務の専門性に見合った処遇改善を図ること。

また、長引く原油価格や物価高騰による光熱水費・食材費等の高騰により、公定価格で経営する介護事業所は厳しい経営を強いられているため、物価高騰等を反映した公定価格の改定を行うこと。

13 障がい者福祉の向上

(1) 医療的ケア児者や重度障がい児者等への支援

医療的ケア児者や重症心身障がい児者、強度行動障がい児者など、重度障がい児者の受入れ事業所が拡大するよう、基本報酬のさらなる引き上げや入浴・送迎時に看護師を配置する場合の加算の充実を図るなど、障害福祉サービス事業所の持続可能な提供体制を確保するための報酬単価に見直すこと。

グループホームにおいて、受入れ事業所が拡大するよう少人数の受入れでも収支均衡がとれる報酬設定とすること。

(2) 強度行動障がい児者の支援

強度行動障がいのある方を事業所で受け入れるには、窓や壁の強化や個室化等の障がい特性に応じた住環境の整備や、さらに手厚い職員配置、高度な専門性により地域全体を支援する人材の育成および活動促進など、サポート体制の強化が必要である。

強度行動障がいのある方の受入体制を強化するため、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等において施設整備を行う場合の加算を新設するとともに、広域的支援人材や中核的人材の育成・活動促進に向けた報酬加算制度の拡充を行うこと。

(3) 重度訪問介護事業所の報酬単価

令和6年度報酬改定において重度訪問介護の障がい区分に対する報酬の見直しは行われたが、重度訪問介護事業所において、24時間対応とするためには、多くの支援員が必要となり、利用者が少ない事業所は採算性が課題となるため、夜間加算の新設など、利用者が少ない地方においても同サービスを提供できる事業者を確保できるような報酬設定とすること。

(4) 障がい者の送迎等

障がい者の送迎については、就労や生活介護などの福祉サービスの利用に不可欠であるが、地方においては送迎距離が長く人件費がかかり、ガソリン価格の高騰により燃料費等の負担もさらに大きくなっているため、一律となっている単価を距離や送迎に要する時間に対応したものとする。

また、障がい者の外出を支援する移動支援事業を特別支援事業化し、実施主体である市町村への補助を充実させること。

(5) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等の予算確保

地域の実情に応じたサービス提供体制整備のため、老朽化した入所施設の改修や、就労支援などの日中活動系サービス、障害児支援の充実のための施設整備に係る社会福祉施設等施設整備費国庫補助金および次世代育成支援対策施設整備交付金について、各都道府県の整備計画に対応できるよう十分な予算の確保を図るとともに、建築資材の高騰等に対応し基準単価を増額すること。

(6) 軽度・中等度難聴児等に対する支援

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児について、補聴器の装着により、成長期における言語の習得や学習、コミュニケーション力の向上を図ることが必要であるため、子育て支援の観点からも、補装具費支給制度の対象とすること。

また、中度の難聴者についても、日常生活への支障が大きいという声があることから、身体障害者手帳の対象範囲の見直しを検討するとともに、補聴器購入制度の支援策等を講じること。

(7) 障がい者への合理的配慮

障害者差別解消法の改正を踏まえ、民間事業者のバリアフリー化等に対する財政支援や、自治体への専門相談員の配置にかかる財政支援を行うこと。

(8) 障がい者の賃金・工賃向上に向けた支援

障がい者の自立を促進するためには、障がい者の雇用・就労や障がい者就労施設における賃金・工賃向上が重要な課題であることから、賃金・工賃向上につながる商品開発や販路拡大を促進するための生産設備の導入・更新に対する恒久的な補助制度を創設するなど、施策の充実を図ること。

(9) 物価高騰を踏まえた対策の実施

長引く原油価格や物価高騰による光熱水費・食材料費等の高騰により、公定価格で経営する社会福祉施設は依然として厳しい経営を強いられているため、物価高騰等を反映した障害福祉サービス等報酬となるよう見直すとともに、補助金や交付金による支援など必要な財政措置を講じること。

(10) 地域生活支援事業の予算確保

地域生活支援事業については、都道府県や市町村が事業に積極的に取り組めるよう、日常生活用具の支給品目の拡大や物価等の高騰による日常生活用具等の支給限度額の見直しなど、地方に超過負担が生じない十分な予算の確保を図ること。

(11) 障がい福祉サービス従事者の処遇改善の促進

障害福祉サービス等事業所において、経験豊富で専門性の高い人材を確保し、質の高いサービスを提供することができるよう、現行の給与水準のさらなる引き上げに必要な処遇改善等の財政措置を講じること。

また、障がい福祉分野における相談支援事業所の相談支援専門員など、処遇改善加算制度の対象外となっている職員についても、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供する重要な役割を果たしており、業務の専門性に見合った処遇改善を図ること。

14 介護・障がい福祉サービス等制度に係る事務負担の軽減

令和6年度の介護報酬および障害福祉サービス等報酬改定では、多くの加算要件が新設され、報酬体系が複雑になるとともに、報酬改定内容の公表から提出期限までの期間が短いことから、事業者や自治体職員の業務負担は増大している。

そのため、次期報酬改定に向けて、介護報酬制度および障害福祉サービス等報酬制度の簡素化や報酬改定等の内容を早期に公表するなど改善を図ること。

15 保育士・介護従事者における給与水準の地域差の解消

都市部と地方に格差が生じている保育士・介護従事者等の給与水準について、保育士・介護従事者の人材確保に支障が生じないように、次の報酬改定時には公務員の地域手当の支給率に基づき保育の公定価格および介護・障害福祉サービス等報酬に差をつける仕組みを廃止し、全国一律の制度とすること。

それまでの間、現行特例の考え方を取り入れ、2以上の隣県の支給率が自県より高い場合、特例として支給率を隣県並みに引き上げることを選択可能とするなど、各地域において持続可能な保育・介護・障害福祉サービス等提供体制を確保するための制度見直しを行うこと。

16 民生委員の処遇改善

民生委員法第10条により、民生委員には給与を支払わないこととなっているが、民生委員の職責および業務量の増加に鑑み、民生委員に必要な活動費を支給できるよう、財政支援を拡充すること。

また、民生委員の担い手不足解消のため、その活動内容に対する理解促進を図るとともに、働きながら活動する民生委員の負担軽減のため、不在がちな世帯への見守り活動を補佐するコールセンターの活用など、地域の実情に応じた幅広い負担軽減の取組に対して財政支援すること。

17 骨髄ドナー支援制度の創設

官公庁や大手企業等で導入されている骨髄ドナー特別休暇制度の法制化を進めるとともに、ドナーが勤務する企業等への休業補償制度等を創設すること。

18 医療機関の防災対策支援の充実

浸水想定区域内に立地する多くの医療機関の対策が迅速かつ確実に進められるよう、医療施設浸水対策事業の予算を拡充すること。また、止水板の設置等について、1施設あたりの補助上限費が十分でないことから、実態にあわせて見直すこと。

19 福祉避難所として利用する宿泊施設への支援の拡充

災害時に福祉避難所として利用できる旅館・ホテルなどの宿泊施設の提供を促進するため、宿泊施設に支払われる基準額の増額などの財政支援を拡充すること。

20 地域づくり事業への財政支援の拡充

一人暮らし高齢者など支援を必要とする地域住民のさらなる増加が見込まれるなか、生産年齢人口の減少や働く高齢者の増加により、地域福祉の担い手不足は深刻化している。住みなれた地域で安心して生活を送るためには、これまでの「受け手」と「支え手」という関係を超えて、地域住民の参画と協働により支え合う仕組みを広げていく必要がある。こうした取組みを推進するためには、より高い専門性と経験を持った人材が求められることから、必要な人材を手厚く配置できるよう、既存の地域づくり事業に対する財政支援を拡充すること。

21 生活困窮者への物価高騰対策支援の継続

エネルギー、食料品価格等の物価高騰により、生活困窮者が依然として厳しい状況にあることから、重点支援地方交付金を活用した給付を行うなど、地域の実状を踏まえた支援策を継続して講じること。

【担当部署：健康福祉部 地域福祉課、長寿福祉課、障がい福祉課、こども未来課、
児童家庭課、健康政策課、地域医療課、保健予防課】

県民の安全・安心の向上

【内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省】

1 治水事業の推進

(1) 吉野瀬川ダム建設事業の推進

北陸有数の製造品出荷額を誇る越前市を洪水から守るために、ダムの運用開始に向け必要な予算措置を行うこと。

(2) 九頭竜川上流ダム再生事業の促進

近年の激甚化する豪雨等による洪水から福井市をはじめとする九頭竜川流域を守るため、九頭竜川上流の既設ダムの有効活用によるダム再生事業の調査検討を速やかに行い、治水機能の増強を図ること。

(3) 九頭竜川、日野川、北川改修事業（直轄事業）の促進

- ①日野川上流の県管理区間やその支川の水位を下げる効果が期待される日野川の久喜津地区（福井市）、朝宮地区（福井市）の河道掘削（日野川水防災・湿地創出事業）を推進すること。また、九頭竜川や日野川における堤防拡築等（フェニックス堤防整備事業）についても推進すること。
- ②小浜市中心部を洪水から守るため、北川の府中頭首工（小浜市）の堰改築等を推進すること。

(4) 底喰川、笙の川、七瀬川改修事業（補助事業）の推進

市街地を流れ、複数の橋梁架替えや河道掘削を推進している底喰川（福井市）や笙の川（敦賀市）、令和3年から3年連続で越水被害が生じている七瀬川（福井市）の大規模特定河川事業に対し、必要な予算措置を行うこと。

(5) 県管理河川等のしゅんせつ・伐木対策に対する支援

中小河川におけるしゅんせつ・伐木対策や異常堆砂した砂防堰堤の除石を推進するため、緊急浚渫推進事業債に必要な予算措置を行うこと。

2 流域治水の推進

流域治水を迅速かつ強力に推進するため、あらゆる関係者が積極的に取り組めるよう、関係省庁において支援制度の拡充および必要な財源の確保を図るとともに、日野川等の「特定都市河川」への円滑な指定に向けて、財政的・技術的支援を行うこと。

3 道路、中小河川等の防災・減災対策事業に対する支援

道路、中小河川の小規模改良など地方単独事業で実施する防災・減災対策事業を推進するため、緊急自然災害防止対策事業債に必要な予算措置を行うとともに、令和7年度までとなっている事業期間を延長し、継続的に予算を確保すること。

4 雪に強い国土の形成

(1) 雪に強い道路のための除雪体制強化

北陸自動車道や中部縦貫自動車道、国道8号等の物流の根幹を担う主要幹線道路において、予防的通行止め時間の最小化にも資する、除雪機械および消融雪設備の増強、スタック車両を排除する機械や大型車の一時待避所の確保など、除雪体制の強化を図ること。

(2) 広域的な車両流入の抑制

大雪時は非常時であることを国民が理解し、企業や公共機関、学校等を含めた社会全体での協力体制を構築するため、政府一体となって、荷主等も含めた経済団体に対し、不要不急の外出自粛、時差出勤やテレワークの推進による出社抑制、配送計画の見直しを広域的に周知・啓発するなど、大雪時に車両流入を抑制するための国民の行動変容に向けた取組みを進めること。

(3) 情報発信の強化と通行止めの早期解除

予防的通行止めの実施においては、国、NEXCO共に管轄区域を超えた連携による事前広報の強化を図るとともに、降雪予報や除雪進捗を踏まえた通行止め解除の目途について、可能な限り運転者に発信するよう努めること。併せて、応援集中除雪のうえ、状況に応じて一路線を先行して解放するなど、通行止めの早期解除に最大限取り組むこと。

また、通行止め端末部における規制解除待ちの大型車滞留や交通渋滞を抑制するため、端末ICでのUターン処理や大型車の一時待避所の確保・周知対策を実施すること。

(4) 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保等

地方自治体が道路除雪を円滑に実施できるよう、雪寒地域道路事業費補助（補助率2/3）や除雪機械購入費等について、要望に対し予算総額を確保するとともに、市町に対する社会資本整備総合交付金（補助率2/3）や臨時道路除雪事業費補助（補助率1/2）の予算措置を拡充し、雪寒指定道路や幹線市町道以外の道路も対象とすること。

(5) 安定的、継続的な除雪体制の確保

①地域防災を担う建設業とオペレーターの育成・支援環境の整備

地域の建設業者が除雪機械の確保やオペレーターの育成等にこれまで以上に意欲をもって取り組める環境を整備するため、少雪の年でも除雪体制を確保するために必要となる固定的経費の積算計上において、労務費も対象に含めること。

また、オペレーターの労務単価における休日割増について、週1回の法定休日だけでなく、年末年始や祝日、週休2日を対象日として拡充すること。

②新技術を活用した除雪作業の効率化の推進

持続可能な除雪体制の構築のためには、新技術を活用した除雪作業の効率化が必要不可欠であることから、地方における効率化・省人化の取組みに対し財政支援の充実を図るとともに、除雪作業の自動化を地方自治体が早期に導入できるよう、技術開発をより一層推進すること。

(6) 降雪期における鉄道の安全・安定運行の確保

並行在来線において、降雪期の安全・安定運行が確保できるよう、特別豪雪地帯が存する線区における除雪車両や消雪設備等の導入・更新について、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金の国庫補助率を引き上げるとともに、地方負担に係る地方財政措置を拡充すること。

5 盛土規制法の施行における支援

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、県内全域を対象に規制区域を指定する予定であり、「既存盛土調査」、「盛土等情報を一元管理・共有するシステムの構築」に対して、必要な予算措置を行うこと。

また、「アドバイザー派遣など審査業務の技術的支援」や「衛星画像を活用した監視業務」など、盛土等規制の体制強化に向けた取り組みに対しても補助対象とすること。

6 通学路等における交通安全対策の推進

通学路等の安全対策を計画的かつ集中的に実施していくため、交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）に必要な予算措置を行うこと。

また、通学路交通安全プログラムに基づく通学路や未就学児の移動経路の安全対策についても、確実に事業推進が図られるよう補助制度の対象とすること。

7 防災・減災に役立つICTの開発および支援

水防活動の円滑化を図るため、河川管理者以外が設置する小規模な水門・樋門等について、国が進めている排水機場操作の遠隔化など、インフラDXの推進および技術開発の促進を図ること。加えて、整備に必要な予算措置を行うこと。

8 道路啓開計画への支援

昨年度策定した道路啓開計画について、実効性を高めるため、国が、地方公共団体、民間事業者が一体となって参加する合同訓練を定期的に実施すること。また、国において照明車や衛星通信車、衛星通信サービス等の必要な資機材について県内配備の体制強化を図ること。

9 地元建設事業者の受注機会の拡大

国の直轄事業やNEXCO中・西日本の舞鶴若狭自動車道4車線化における工事発注において、地元の中小建設業者や測量・調査・設計業者の入札参加機会を確保するとともに、県産品の活用を促進すること。下請業者には、地元建設事業者を優先的に採用するよう、受注者に強く要請すること。

10 建設現場の生産性向上

建設現場の生産性向上を図るため、ICT工事の普及・拡大に向けて受発注者の技術を上げる県・市町職員、施工業者向けの人材育成講習会の開催や、経験者が未経験者に支援を行うICTアドバイザー制度の充実など建設事業者が取り組みやすい環境整備を行うこと。

11 防災・減災対策への支援の充実

避難情報を確実に伝達するため、スマートフォン等を持たない世帯にも発信できる情報伝達手段の普及に対して、緊急防災・減災事業債の期限延長など財政措置の充実を図ること。

また、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画を作成する必要があることから、計画の重要性について住民に分かりやすく周知するとともに、計画作成のための補助制度の創設など財政支援を充実すること。

12 防災気象情報の精度向上と分かりやすい情報の発信

国の防災気象情報は、自治体や関係機関が防災体制を整える際や、住民の避難行動に重要であるため、量的予測や発表のタイミングなど、精度の向上を図ること。

気象庁において、令和8年度からの運用を目指している防災気象情報の見直し内容について、住民への事前広報を十分に行うとともに、自治体の防災担当者向けの研修会を開催するほか、民間気象事業者にも周知するなど円滑に移行するための対策を講じること。

13 物資の備蓄体制の強化

県内における大規模災害に備え、国が整備する関東を含む全国8地域9拠点の備蓄拠点について、国からの支援物資をできる限り迅速に配布できるよう、北陸にも設置するなど地域内の拠点をさらに細分化し、リスク分散を図ること。

特に福井県は日本の中心に位置し、今後発生が予想される南海トラフ地震による被害も太平洋側に比べて少ないと想定されているため、本県に設置することを検討すること。

また、備蓄物資数量についても地域の実情に合わせ適切な数量を確保すること。

14 災害ボランティア活動への支援充実

近年、災害が激甚化・頻発化しており、NPO・ボランティア団体等が行う被災者支援活動の重要性が増していることから、被災者の生活再建に資する、ニーズに応じた多様なボランティア活動に対する財政支援等、NPO・ボランティア団体等が活動しやすい環境整備を図ること。

15 消防の連携・協力に係る財政支援等の充実

消防の連携・協力の要である消防共同指令センターは、整備に多大な費用と、計画から運用開始まで長期を要するため、計画的に整備を行えるよう緊急防災・減災事業債の期限延長など安定した財源措置を行うこと。

16 消防防災ヘリコプター操縦士の確保対策の強化

消防防災ヘリコプターの二人操縦士体制の維持にあたっては、操縦士の不足や高齢化が課題となっていることから、操縦士の育成・確保の対策を講じるとともに、地方自治体に対する財政措置の更なる充実を図ること。

17 感震ブレーカーの普及推進の強化

震災時の電気火災防止に有効である感震ブレーカーの普及推進にあたって、県および市町単位で効果的に広報啓発を実施するため、国が主体的に都道府県および市区町村単位での設置状況および普及推進に関する先進事例の調査を実施し、情報提供を行うこと。

また、地震時に電気を遮断するスマートメーターについても、同じく電気火災防止の効果が高いため、開発促進を検討すること。

18 海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物および漂流・海底ごみの回収・処理や発生抑制などに要する経費について、海岸漂着物処理推進法の趣旨に基づき、令和8年度以降も継続支援するとともに年度当初から十分な予算を確保すること。

また、海外からの漂着物の割合が高い能登半島以西の日本海沿岸地域について、補助率の引上げを行うこと。あわせて、中国等の発生国に対し、抑制措置等を強く求めること。

19 特別天然記念物カモシカの獣害対策

特別天然記念物カモシカの生息地が山地から里山付近へ拡大している中、近年、市街地においても民家の敷地に侵入し、居座る迷惑行為が散見される。その対策としての捕獲や山地等への放獣は自治体で対応可能だが、麻酔薬を使用する場合には許可が必要である。安全が確保され、迅速な対応が必要な場合など、現場で判断できる柔軟な対応ができる制度への見直しを図ること。

20 ツキノワグマ被害の防止に向けた生息数調査に対する支援

クマの保護管理に必要となる生息数の把握については、府県の枠を越えた地域個体群ごとの調査が必要なことから、複数の府県で構成する協議会が行う生息数調査に対し、指定管理鳥獣対策事業交付金により個体群の規模等に応じた十分な支援を行うこと。

21 イルカによる人的被害への発生防止対策

令和4年度以降、本県の海水浴場等でイルカによる多数の人的被害が発生しており、何らかの対策を講じる必要に迫られているが、イルカは漁業の許可及び取締り等に関する省令において捕獲が禁止されていることに加え、今後、全国において同様の事案が起こる可能性もあることから、国においても、ともに対策を検討し、実施すること。

【担当部署：未来創造部 地域鉄道課 / 防災安全部 危機管理課、消防保安課
エネルギー環境部 循環社会推進課、自然環境課 / 農林水産部 水産課 /
土木部 土木管理課、道路建設課、高規格道路課、道路保全課、河川課、
砂防防災課、都市計画課 / 教育庁 生涯学習・文化財課 / 県警本部 交通規制課】

原子力施設へのテロに係る対処能力の強化

【内閣府（警察庁）】

欧米諸国を始め世界各地において、テロが相次いで発生しているほか、朝鮮半島情勢については、依然として先行きが不透明であり、我が国の安全に対する重大な脅威となっている。

このような情勢に対応し、原子力施設のテロ対策を強化するため、下記の対策を講じること。

1 緊急展開力の強化

緊急時の部隊投入に要する時間を大幅に短縮するための待機寮等を原子力施設警備隊敷地内に整備すること。

2 原子力施設警備隊の体制強化

原子力施設の警戒警備の徹底のため、原子力施設警備隊の体制を強化すること。

【担当部署：警察本部 警備課】

原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置

【内閣府、総務省、環境省、防衛省】

令和4年3月にロシアは、稼働中のザポロジエ原子力発電所を武力攻撃した。また、北朝鮮はミサイル発射を頻回繰り返しており、差し迫った脅威として現に存在している。

福井県には全国最多の15基の原子力発電所が立地しており、県民はこうした事態に大きな不安を抱いている。

令和4年12月に閣議決定された国家安全保障戦略においては、原子力発電所の防衛に関し、幅広い武力攻撃事態に切れ目なく的確に対処できるようにすることなどが掲げられており、国は武力攻撃に対する原子力発電所の安全確保と地域住民の避難等について、国家安全保障と立地地域の安全・安心の観点から、以下の対策を講じること。

1 武力攻撃に対する防衛

原子力発電所が武力攻撃された事実に鑑み、いかなる事態にも迅速に対応できるよう自衛隊による迎撃態勢に万全を期すこと。

2 嶺南地域への自衛隊の配備

原子力発電所の防護に関し、平時の監視体制から有事の防護体制への円滑な移行および迅速な事態対処について、関係機関と連携した訓練、演習の実施等により十分な検証を行うこと。

大規模災害やテロ行為への対策の充実はもとより、万が一の有事に備え、本県嶺南地域への自衛隊部隊を配備し、原子力発電所の安全確保および防護体制に万全を期すこと。

3 国民保護法等の関係法令の検証

武力攻撃に対する原子力発電所の防御、原子力安全対策および防災対策に係る関係法令等の内容を検証し、その結果および対応方針を県民・国民に明らかにすること。

【担当部署：総務部 市町協働課 / 防災安全部 危機管理課】

拉致問題の早期かつ全面解決の実現

【拉致問題対策本部】

1 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

全国には、800人を超える北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者がいる。うち本県関係者で氏名が公表されている方は4人おり、家族の方も帰りを待ち望んでいる。

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国してから22年が経過した。この間、拉致被害者とその家族は高齢化が進んでおり、拉致問題解決には一刻の猶予もない。

家族会・救う会は、令和7年2月に「政府に、親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国を実現させることと、それを実現させることが北朝鮮に人道支援、独自制裁解除、国交正常化後の経済協力をする条件だと内外に明らかにすることを求める」とする運動方針を決定した。

また、石破総理大臣は、令和6年11月の全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会において、「全ての拉致被害者の方々の一日も早い御帰国を実現していかねばならない、そして断固たる決意の下、問題の解決に向けて取り組んでいく」と明言した。

政府は、引き続き米国をはじめとする国際社会との連携により北朝鮮への圧力を緩めることなく、日朝首脳会談の実現も見据え、一刻も早く拉致問題が解決できるよう、あらゆるチャンスを逃すことなく最大限の努力を尽くすこと。

【担当部署：健康福祉部 地域福祉課】